

長野県第二種特定鳥獣管理計画 (第6期ニホンジカ管理)

計画期間 令和8年4月～令和13年3月
(2026年4月～2031年3月)

長 野 県

目 次

1	はじめに	1
2	計画策定の目的	1
3	管理すべき鳥獣の種類	1
4	計画の期間	2
5	管理が行われるべき区域	2
6	現状と評価	5
(1)	現状	5
ア	生息分布	5
イ	推定個体数及び生息密度	6
ウ	自然植生への影響	10
(2)	第5期計画までの取組と評価	11
ア	個体数管理	11
イ	被害防除対策	14
ウ	生息環境管理	15
エ	ジビエ利活用の推進等	16
オ	捕獲者の確保・育成	17
7	計画の目標及び事業	18
(1)	管理の目標	18
(2)	目標を達成するための施策の基本的考え方	18
(3)	管理ユニットごとの課題と目標	21
(4)	管理事業	24
ア	個体数管理	24
イ	被害防除対策	32
ウ	生息環境管理	34
エ	ジビエ利活用の推進等	35
8	普及啓発	36
9	モニタリング	37
10	関係機関の連携	39
(1)	行政の取組	39
(2)	行政以外の取組	41

1 はじめに

長野県は、県土の約8割を森林が占め、清らかな水と空気に恵まれるとともに、その森林はニホンジカを含む多様な生物の生息場所となっている。

ニホンジカは、長野県を含む各地の縄文遺跡からその骨片が出土されており^{※1}、古くから狩猟獣として利用されてきた。

明治時代に行われた積極的な捕獲により、ニホンジカの生息数は全国的に減少し、地域的な絶滅が起こったことから、ニホンジカは多くの地域で禁猟となった。県内においては、大正12年(1923年)に下伊那郡^{※2}で、シカ捕獲禁止区域が指定された。さらに、狩猟対象獣からメスジカが除かれたり^{※3}、オスの捕獲頭数制限^{※4}が行われたりする等の保護政策がとられた。

その後、造林や草地造成、耕作放棄地の拡大など餌となる植生の増加、積雪量の減少など、複数の要因により、1980年代以降各地でニホンジカの生息数が増加し、農林業被害や自然植生への影響が深刻化していった。

県内におけるニホンジカによる農林業被害は、昭和50年代の顕在化以降、造林木の食害や野菜の食害など毎年甚大な被害が発生しており、対策を講じなければ更なる被害の発生が懸念されている。

また、南アルプス及び八ヶ岳では、高密度に生息するニホンジカの採食により、高山植物などの自然植生が地域的に消滅し深刻な状況となっている。近年では、これまで影響の少なかった越後・日光・三国、北アルプス北部などの管理ユニットでも自然植生の衰退が確認されている。

このため、県では増えすぎたニホンジカを適正な生息密度に維持することを目的として、県内全域を対象とする第二種特定鳥獣管理計画を策定し、対策を講じていくこととした。

2 計画策定の目的

科学的・計画的な個体数管理などの施策の実施により、自然環境への影響及び農林業被害の軽減を図りつつ、増えすぎたニホンジカを適正な生息密度に維持することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第6期ニホンジカ管理)」(以下、「計画」という。)を定める。

なお、この計画は、鳥獣保護管理法第4条の規定に基づき、長野県第13次鳥獣保護管理事業計画(令和4年4月変更)第6の第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項に記載された内容を踏まえて作成するものである。

当該計画の事業は、持続可能な開発のための2030アジェンダで示されたSDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールのうち主として「15 陸の豊かさを守ろう」の達成に資するものである。

3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

※1 Tsujino R, Ishimaru E, Yumoto T (2010) Distribution patterns of five mammals in the Jomon period, middle Edo period, and the present, in the Japanese Archipelago. Mammal Study 35:179-189

※2 大鹿村、飯田市旧上村の全域及び旧南信濃村の一部の地域

※3 昭和22年(1947年)から平成19年(2007年)まで

※4 昭和53年(1978年)以降平成29年(2017年)まで

4 計画の期間

令和8年(2026年)4月1日～令和13年(2031年)3月31日(5年間)

ただし、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく期間は、令和9年3月31日までとする。

なお、計画期間内であっても、ニホンジカの生息状況等に大きな変動があるなど見直しの必要が生じた場合には、計画の変更を検討する。

5 管理が行われるべき区域

県内全域(図1)

(1) 管理ユニットの区分

ニホンジカにとって一定程度の移動障害と考えられる、鉄道や大規模な河川などを境に、県内を8つの管理ユニットに区分し、管理を行う(図1、表1)。

ただし、モニタリング等により分布状況等の変化がみられ、管理ユニットの見直しが必要になった場合は、管理ユニットの範囲について検討することとする。

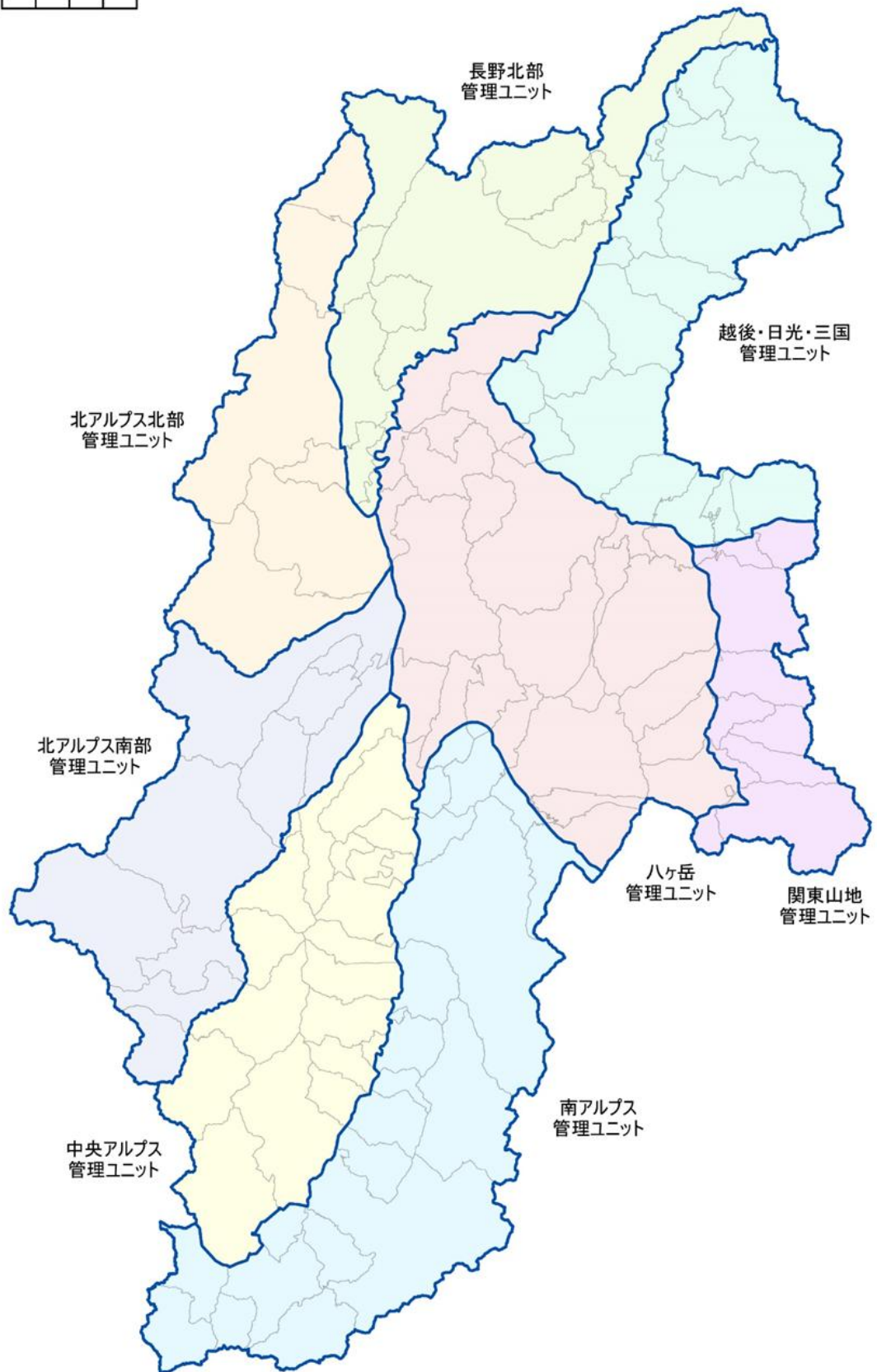
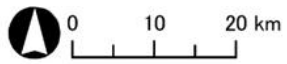


図1 対象地域区分

表1 管理ユニットの区分と該当する市町村

管理ユニット	対象とする地域	該当する市町村（郡名省略）
関東山地 【10 市町村】	しなの鉄道、小海線、県境に囲まれた地域。	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村 南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町
八ヶ岳 【27 市町村】	中央本線（中央西線、中央東線）、篠ノ井線、犀川、千曲川、小海線、県境に囲まれた地域。	長野市・松本市・上田市・岡谷市・諏訪市・小諸市 茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市 安曇野市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村 立科町・長和町・青木村・下諏訪町・富士見町 原村・麻績村・生坂村・筑北村・坂城町・辰野町
南アルプス 【22 市町村】	県境、天竜川、中央本線（中央東線）に囲まれた地域。 ただし、下伊那南西部に位置する“阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村”を含む。	岡谷市・飯田市・諏訪市・伊那市・駒ヶ根市 茅野市・富士見町・辰野町・箕輪町・飯島町 中川村・松川町・阿南町・平谷村・根羽村・下条村 売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
越後・日光・三国 【17 市町村】	しなの鉄道、千曲川、県境に囲まれた地域。	小諸市・上田市・東御市・長野市・千曲市・須坂市 中野市・飯山市・軽井沢町・御代田町・坂城町 小布施町・高山村・山ノ内町・木島平村 野沢温泉村・栄村
長野北部 【13 市町村】	大糸線、姫川、高瀬川、犀川、千曲川、県境に囲まれた地域。	安曇野市・大町市・長野市・中野市・飯山市 生坂村・池田町・白馬村・小谷村・信濃町・飯綱町 小川村・栄村
北アルプス北部 【6 市村】	大糸線、姫川、高瀬川、犀川、梓川、県境に囲まれた地域。	松本市・安曇野市・大町市・松川村・白馬村・小谷村
北アルプス南部 【10 市町村】	篠ノ井線、中央本線（中央西線）、梓川、犀川、木曽川、県境に囲まれた地域。	松本市・塩尻市・上松町・南木曽町・木曽町 木祖村・王滝村・大桑村・山形村・朝日村
中央アルプス 【18 市町村】	中央本線（中央西線）、木曽川、天竜川、県境に囲まれた地域。 ただし、下伊那南西部に位置する“阿南町・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村”を除く。	伊那市・駒ヶ根市・飯田市・塩尻市・辰野町 箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村 松川町・高森町・阿智村・上松町・南木曽町 木曽町・木祖村・大桑村

6 現状と評価

(1) 現状

ア 生息分布

県では計画策定ごとに、関係者（市町村、森林管理署、猟友会、農林業団体、山小屋・宿泊施設等）にアンケート調査を行い、生息確認地点（1 km メッシュ）を収集してきた。また、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整（以下、「管理捕獲」という。）及び狩猟の捕獲地点（5 km メッシュ）を収集し、これらを合わせたニホンジカの生息分布地図を作成した（図2）。

この結果、令和6年(2024年)度時点は県下77の全市町村において生息が確認され、生息確認地点は11,951メッシュとなった。分布域は年々拡大しており、令和元年(2019年)度調査と比較すると、越後・日光・三国及び北アルプス北部・南部管理ユニットで新たな分布拡大が多く確認された（資料編2）。

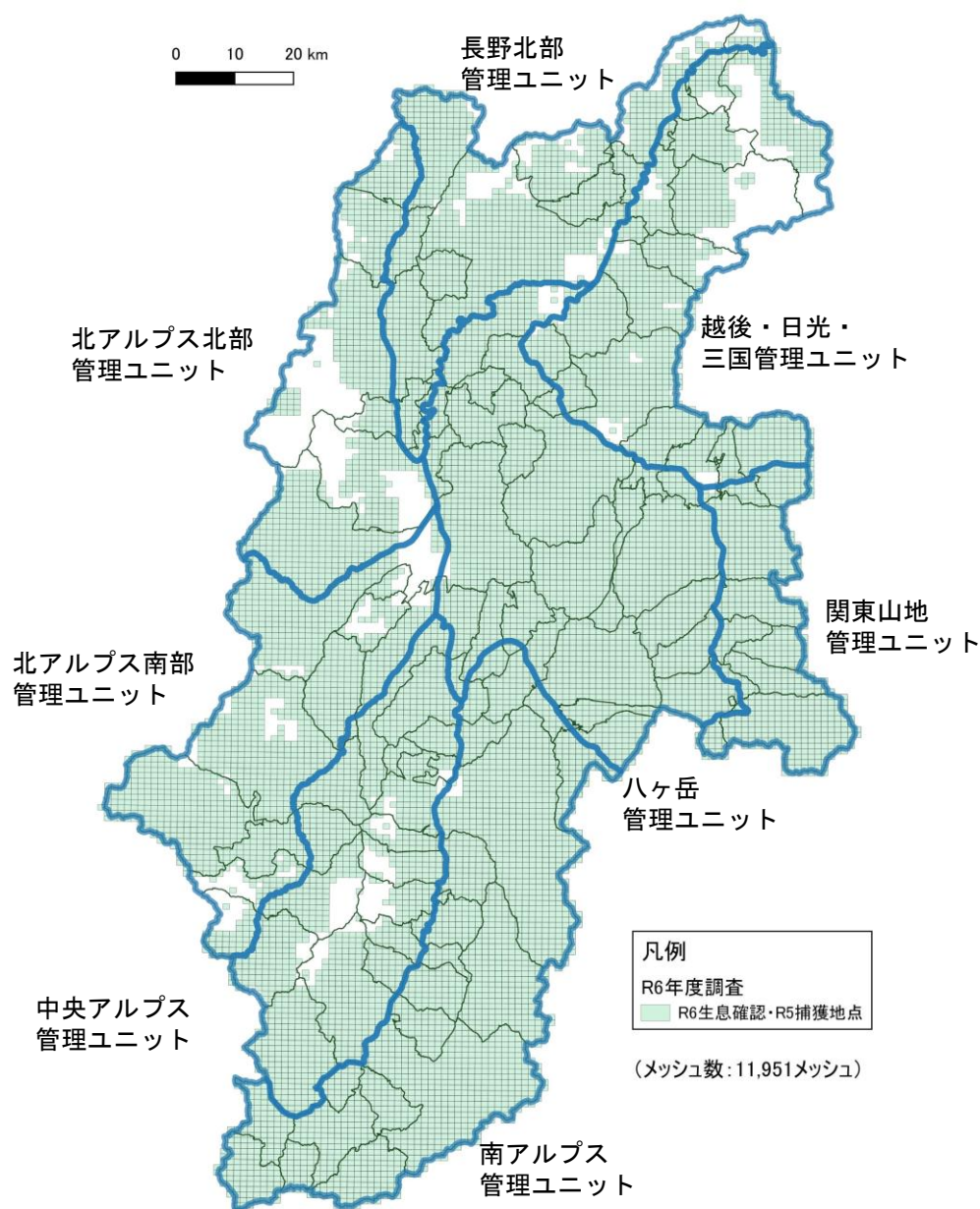


図2 県内のニホンジカ生息分布地点（令和6年(2024年)度調査）

イ 推定個体数及び生息密度

令和6年(2024年)度末の県内のニホンジカの個体数及び生息密度を、表2-1に示す既往の調査結果等を用いて、平成22年(2010年)度から年ごとにハーベストベイスドモデルで推定した。

これまで県が実施してきた区画法または糞粒法による個体数推定は、調査年の一時点での個体数指標に様々な仮定をおいて個体数を推定する手法であるが、ニホンジカのように捕獲が継続的に行われている種では、一時点での個体数指標から個体数を推定する手法では捕獲数を考慮できないため、個体数が過小評価または過大評価となる傾向があった。

ハーベストベイスドモデルは、時系列で得られた捕獲数に対する個体数指標(個体数と関連するデータ)の変動の様式から個体数を推定する統計モデルであり※1、個体数管理とモニタリングが行われているニホンジカのような種に適した手法と言える。モデルの変数の推定はベイズ統計の枠組みで行い、モデルの詳細については資料編4に記述した。

この結果、令和6年(2024年)度末の県全体のニホンジカの個体数は、中央値で221,230頭(95%信用区間:149,144~337,084頭)と推定された(図3-1、表2-2)。

ハーベストベイスドモデルによる推定では、データが存在する過去の時点から個体数を推定することが可能であり、平成22年(2010年)度末から平成29年(2017年)度末にかけては減少傾向であったが、以後令和6年(2024年)度末までにかけて増加傾向と推測された。ただし、ニホンジカの個体数は今後新しくデータが得られた際には再び過去にさかのぼって推定されるため、現在の推定値が変更される可能性がある。

今回の推定は、95%信用区間の幅が広い結果となり、その要因としては本県で保有している捕獲数以外の調査データの蓄積年数が少ないことが考えられた。このため、今後も継続的に調査データの蓄積を行うとともに、本計画の中間に、管理捕獲の位置情報(メッシュ番号)等の新たなデータを加えた個体数推定を行って検証する。

表2-1 推定に用いたデータ

年度 調査方法等	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
市町村別捕獲数※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
目撃効率(銃猟)※3					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
糞粒法※4	○					○				○					○
区画法※5	○					○									
カメラトラップ※6									○						
カメラトラップ※7													○	○	○
ライトセンサス※8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※2 管理捕獲及び狩猟の捕獲数。ただし、2010年と2011年の狩猟による捕獲数については市町村別集計がされていないため、同年の市町村単位で得られた管理捕獲の捕獲数に応じて市町村に按分した。

※3 目撃効率(SPUE): 銃猟の狩猟者1人が1日に目撃したニホンジカの頭数。ただし、目撃効率は努力量の影響を受けるため、目撃数と努力量をデータとして用いた(資料編8)。

※4 糞粒法: 新たに排泄された1㎡あたりのニホンジカの糞粒数を数える調査(資料編3)

※5 区画法: 直接観察により区画内のニホンジカを数え生息密度を推定する調査(資料編3)

※6 カメラトラップ: 県委託事業による松本市、茅野市、下諏訪町、南牧村の生息密度(REM)調査

※7 カメラトラップ: 県事業による伊那市、大町市、小川村ほかの生息密度(REST)調査

※8 ライトセンサス: 県環境保全研究所・県林業総合センター実施調査

※1 Iijima H (2020) A review of wildlife abundance estimation models: comparison of models for correct application. Mammal Study 45:177-188

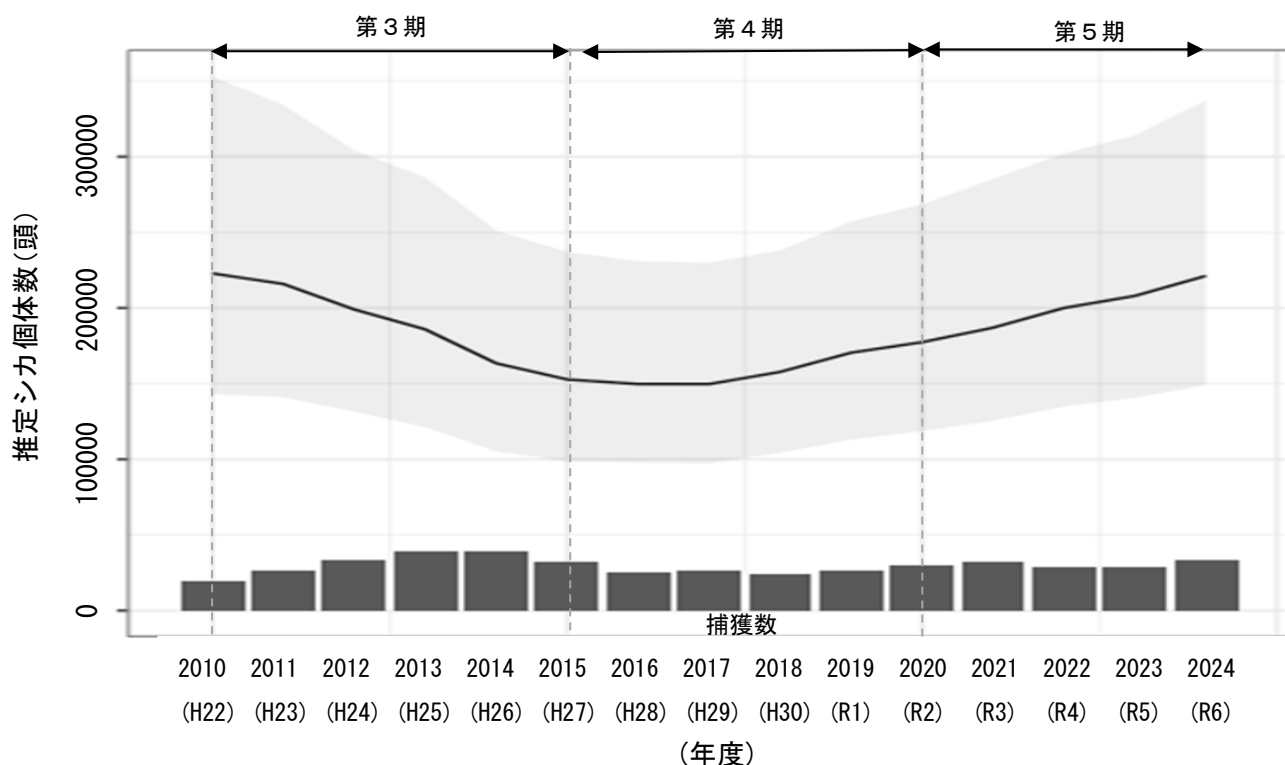


図 3-1 県全体のニホンジカ推定個体数の推移

図の丸は中央値、灰色の範囲は 95%信用区間を示す。

表 2-2 県全体の推定個体数及び平均生息密度（令和 6 年(2024 年)度末時点）

年度	推定個体数（頭）			平均生息密度（1km2 あたり頭数）		
	95%信用 区間下限	中央値	95%信用 区間上限	95%信用 区間下限	中央値	95%信用 区間上限
H22 年(2010 年)度末	143, 181	222, 845	352, 979	10. 56	16. 44	26. 04
H23 年(2011 年)度末	141, 123	215, 873	334, 084	10. 41	15. 92	24. 65
H24 年(2012 年)度末	131, 594	199, 011	304, 154	9. 70	14. 68	22. 44
H25 年(2013 年)度末	121, 277	185, 863	286, 171	8. 94	13. 71	21. 11
H26 年(2014 年)度末	105, 302	163, 424	251, 096	7. 76	12. 05	18. 52
H27 年(2015 年)度末	98, 812	152, 764	237, 036	7. 29	11. 27	17. 48
H28 年(2016 年)度末	97, 834	149, 727	230, 843	7. 21	11. 04	17. 03
H29 年(2017 年)度末	97, 408	149, 703	229, 891	7. 18	11. 04	16. 96
H30 年(2018 年)度末	104, 329	157, 738	238, 018	7. 69	11. 63	17. 56
R1 年(2019 年)度末	113, 138	170, 447	257, 210	8. 34	12. 57	18. 97
R2 年(2020 年)度末	118, 622	177, 376	268, 385	8. 75	13. 08	19. 80
R3 年(2021 年)度末	125, 513	186, 966	285, 190	9. 26	13. 79	21. 04
R4 年(2022 年)度末	134, 918	200, 007	302, 104	9. 95	14. 75	22. 29
R5 年(2023 年)度末	140, 672	207, 994	314, 110	10. 37	15. 34	23. 17
R6 年(2024 年)度末	149, 144	221, 230	337, 084	11. 00	16. 32	24. 87

※ハーベストベースドモデルによる推定

管理ユニット別の推定生息密度(中央値)の推移を図3-2に示した。

関東山地、八ヶ岳、南アルプス、中央アルプスにおいては、第3期計画期間中に生息密度の低下が図られたものの、第4期計画以降の生息密度は南アルプス及び中央アルプスで横ばい、関東山地、八ヶ岳で増加した。一方、その他の管理ユニットにおいては、第3期計画から第5期計画の期間中、一貫して増加傾向が続いた。

特に、関東山地、八ヶ岳、南アルプスでは、生息密度が20頭/km²を超える高密度な状態となっており、令和6年(2024年)度に県が実施した森林下層植生の衰退度調査においても、顕著な下層植生の衰退が見られたことから(P10)、積極的な捕獲により生息密度の低下を図る必要がある。

また、その他の管理ユニットにおいても、生息密度の増加傾向が続き、今後も生息密度の上昇が懸念されることから、より一層の捕獲強化が必要である(表2-3)。

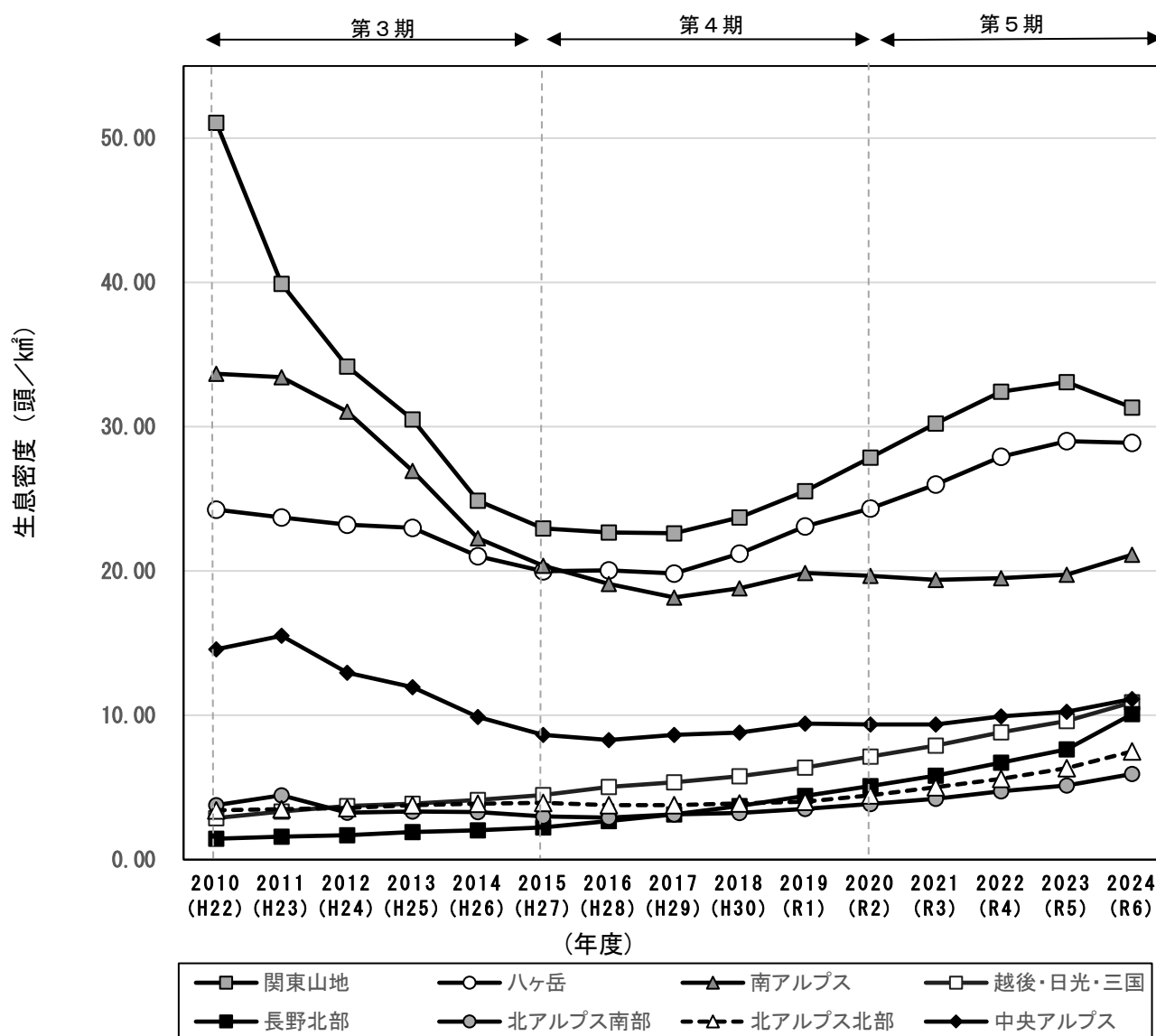


図3-2 管理ユニット別の平均生息密度(中央値)の推移(令和6年度末時点)

ハーベストベイスモデルによる推定

表 2-3 管理ユニット別の推定個体数及び平均生息密度（令和 6 年（2024 年）度末）※1

管理ユニット名	推定個体数（頭）			平均生息密度（1km2 あたり頭数）		
	95%信用 区間下限	中央値	95%信用 区間上限	95%信用 区間下限	中央値	95%信用区 間上限
関東山地	13,893	23,267	38,367	18.71	31.33	51.67
ハヶ岳	47,519	73,503	114,762	18.67	28.88	45.09
南アルプス	31,708	50,392	81,705	13.29	21.12	34.25
越後・日光・三国	12,273	19,563	30,886	6.89	10.98	17.34
長野北部	8,523	15,085	27,077	5.69	10.08	18.09
北アルプス北部	5,440	9,760	18,011	4.18	7.50	13.85
北アルプス南部	5,470	9,772	18,172	3.32	5.93	11.11
中央アルプス	11,773	18,431	29,113	7.10	11.12	17.57
県全体	149,144	221,230	337,084	11.00	16.32	24.87

※1 ハーベストベースドモデルによる推定

※2 管理ユニット別の推定値と県全体の推定値は推定範囲が異なるため、管理ユニット別の推定値の合計値と県全体の推定値は一致しない。

ウ 自然植生への影響

森林下層植生（森林の林床に生える植物）が衰退すると、植物種の減少はもとよりそれらを餌やすみかとする森林内の昆虫類、ネズミなどの小動物や鳥類の減少など生物多様性の低下、土壌の浸食、表土の流出が発生することが懸念されている^{※1}。

県では、令和6年(2024年)度に森林下層植生の衰退度調査を実施し、八ヶ岳、南アルプスの各管理ユニットにおいて顕著な下層植生の衰退を確認した。また、これまでニホンジカの影響が少なかった中央アルプス、越後・日光・三国、北アルプス北部の各管理ユニットへの衰退の拡大も見られた（図4、資料編5）。

なお、衰退度が著しい地点の一部では、松枯れや林野火災等のニホンジカ以外の要因が関係している可能性があるため、今後も衰退の動向を継続的に観察していく必要がある。

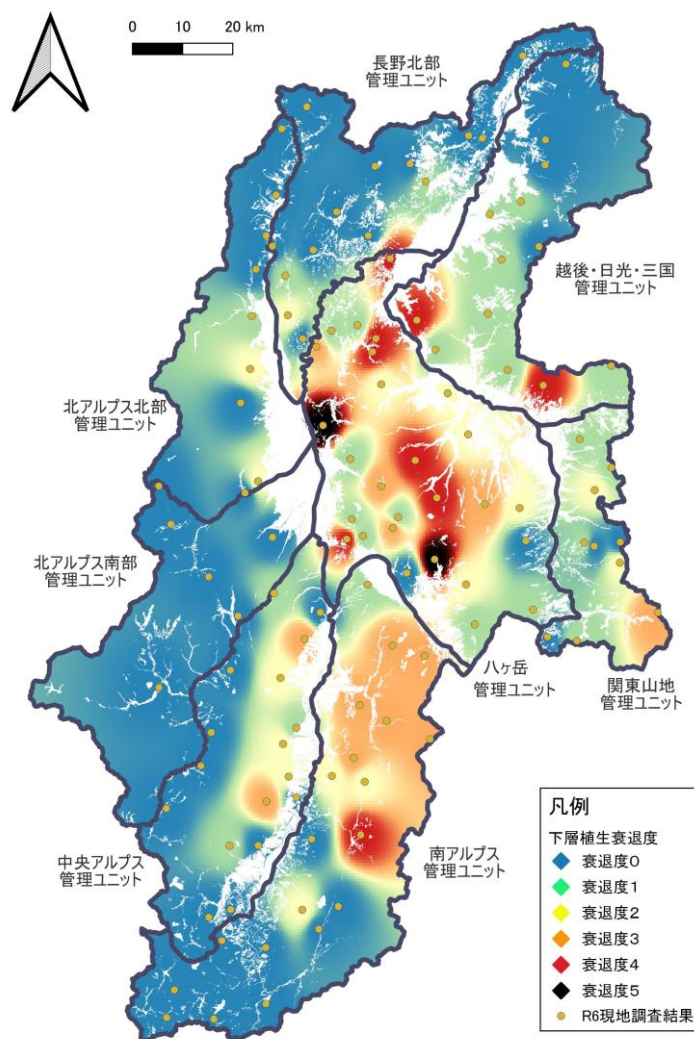


図4 森林下層植生の衰退度調査 空間補完図（令和6年度）

衰退度0は植生にほとんど影響はなく、衰退度5はササ・嗜好性低木がほぼ枯れており、土壌浸食が見られる状態。衰退度が上がるほど、植生が衰退していることを示す。衰退度区分の詳細は資料編5に記載。

※1 藤木大輔・高柳敦（2008）京都大学芦生研究林においてニホンジカ（*Cervus nippon*）が森林生態系に及ぼしている影響の研究 - その成果と課題について. 森林研究 77：95-108

(2) 第5期計画までの取組と評価

本県では、平成13年(2001年)度に第1期特定鳥獣保護管理計画を策定して以来、これまで5期にわたり管理計画を策定してきた。第1期計画から、狩猟による捕獲を強化するため、メスジカの狩猟獣化、捕獲頭数制限の緩和、狩猟期間の延長、くくりわなの径の規制の解除等を行ってきた(資料編6)。

第2期計画の平成19年(2007年)度からは、県部局間の連携による「長野県野生鳥獣被害対策本部」を設置し、各地域振興局には「野生鳥獣被害対策チーム」を編成し、個体数管理、防除対策、生息環境対策、ジビエの利活用等4つを組み合わせた総合的な被害対策の取組を進めてきた。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年(2007年)法律第134号)に基づき、市町村毎に設置している「鳥獣被害対策実施隊」が取り組む捕獲活動の経費に対する支援を行うとともに、希望する市町村にはニホンジカの捕獲許可権限を県から移譲し、捕獲対策の更なる推進を図ってきた(令和6年(2024年)4月時点77市町村中63市町村に権限移譲)。

平成29年(2017年)度からは、農林業被害を軽減するため、一部の既設鳥獣保護区をニホンジカ、イノシシだけを捕獲できる区域(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をする区域)に変更してきた。

ア 個体数管理

① 県全体の捕獲数

これまでの年間捕獲目標は、第1期は6,700頭、第2期は8,300頭、第3期は25,000頭～35,000頭、第4期及び第5期は40,000頭としていた。第3期計画では、5年間で捕獲目標(17万頭)を達成したが、第5期計画では、年間4万頭の目標に対し、令和6年(2024年)度は約3万3千頭と目標の8割程度にとどまり、目標が達成できていない(図5-1)。

平成25年(2013年)度に約4万頭を捕獲したが、その後、捕獲数が約2万5千頭まで減少した結果、平成30年(2018年)度より推定個体数が増加に転じた。以降も捕獲数の不足により推定個体数は増加傾向にある。(P7)

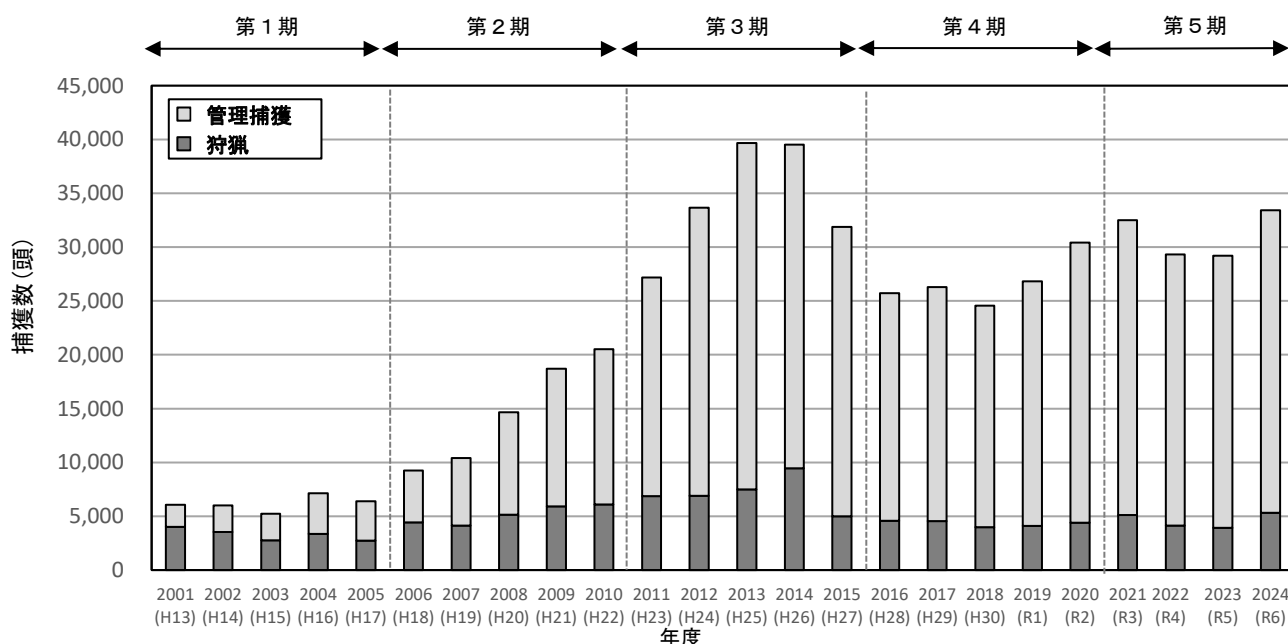


図5-1 ニホンジカ捕獲頭数の推移(県林務部調査)

② 管理ユニット別の捕獲数

関東山地、八ヶ岳では、捕獲の推進により、第4期計画期間中より捕獲数が増加した（図5-2）。関東山地では令和3年度から令和6年度にかけて、八ヶ岳では令和6年度に各管理ユニットの年間目標捕獲数を達成した。一方で、南アルプスでは、第4期計画以降捕獲数が減少している。この要因として、第3期計画期間中の捕獲圧により、生息密度の低下が図られ（P8 図3-2）、捕獲しづらくなったことが考えられる。

その他の管理ユニットでは、捕獲数は増加傾向にあるものの、ニホンジカの分布拡大により、十分な捕獲体制が整っていない地域で増加数に捕獲数が追いついていないことが課題となっている。また、地域によっては、捕獲者の減少に伴う、捕獲圧の低下や高標高域の草原地帯や牧草地、別荘地、鳥獣保護区など、捕獲しづらい環境が捕獲推進の障壁となっている。

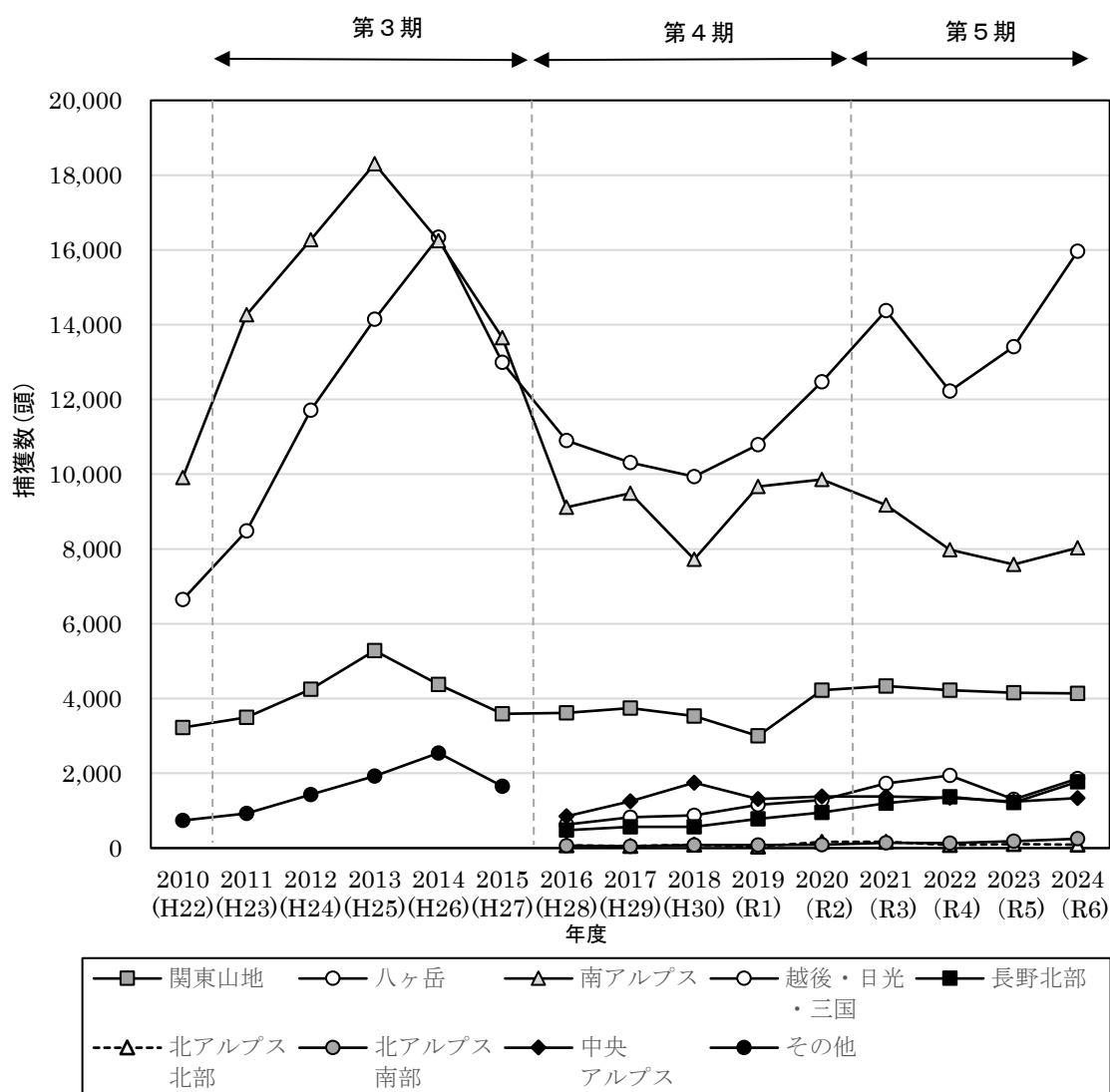


図5-2 管理ユニット別のニホンジカ捕獲頭数の推移（県林務部調査）

第4期計画から8つの管理ユニットに区分したため、第3期計画は八ヶ岳、南アルプス、関東山地その他の区分で記載した。

③ オス・メス別捕獲数

ニホンジカは一夫多妻制の生態的特性を持っているため、個体数の抑制にはメスジカの捕獲が有効である。第5期計画では、メスジカの捕獲割合は第4期計画に引き続き、50%台で推移している。これは県内で実施されている管理捕獲の多くがわな猟によるものであり、メスジカを選択的に捕獲することが困難だったためと考えられる(図5-3)。銃猟等により選択的捕獲が可能な場合には、引き続きメスジカの捕獲を推進することで、個体数の抑制効果を高める。

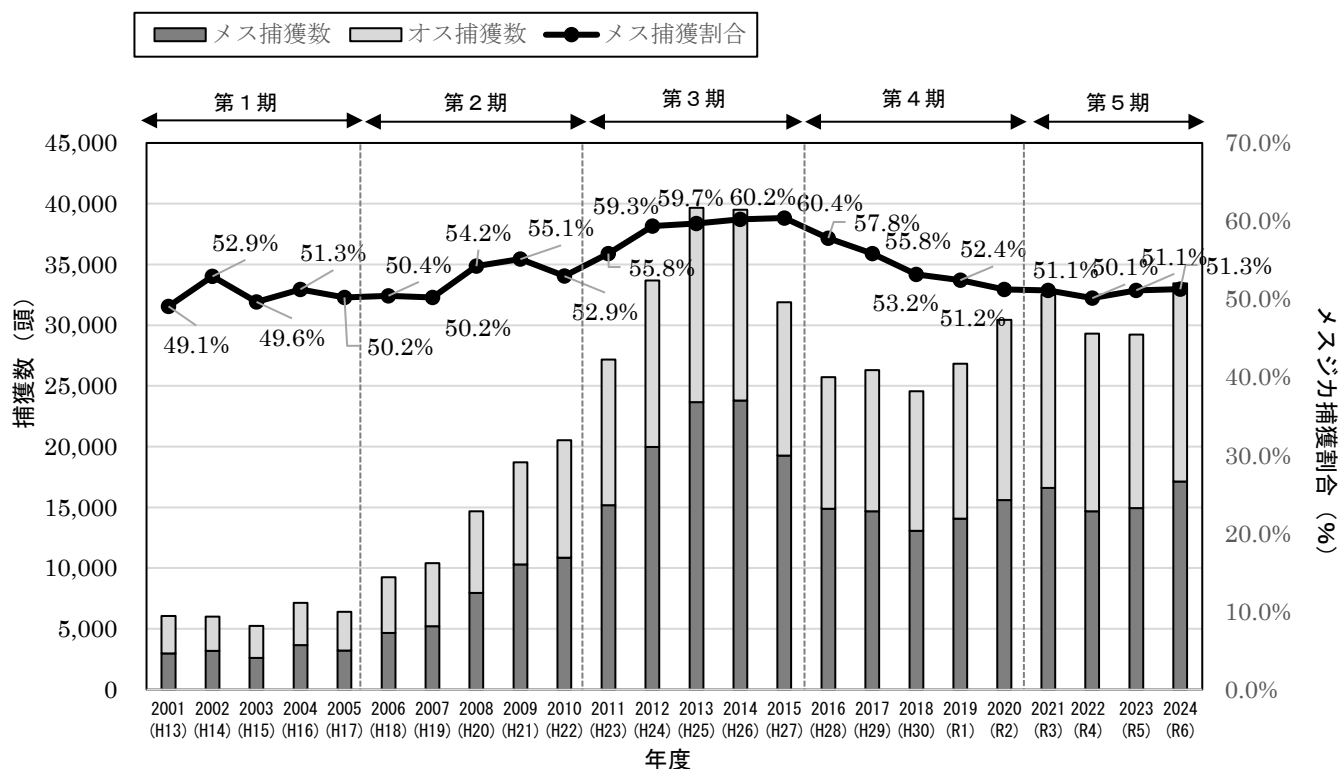


図5-3 オス・メス別捕獲数とメス捕獲割合の推移（県林務部調査）

イ 被害防除対策

県内におけるニホンジカによる農林業被害は、昭和 50 年代から顕在化し、現在では分布域のほぼ全域で農林業被害が発生している。平成 19 年(2007 年)度にピークを迎えた後、平成 22 年(2010 年)度以降被害額は 11 年連続で減少していたが、令和 3 年(2021 年)度から増加に転じており、令和 6 年(2025 年)度の被害額は 3 億円となっている。(図 6)。

ニホンジカの生息域が年々拡大しており、ニホンジカの新たな侵入地域では侵入防止柵等の対策が十分行われていない状況や、侵入防止柵を設置した地域においても、維持管理を行う担い手の高齢化等により適切な維持管理がされず、侵入防止柵の効果が十分に発揮されていない状況も見られる。さらに、本県は地形が複雑で、河川や道路を侵入防止柵で塞ぐことが困難な地域も存在する。このため、地域の状況に応じた被害防除対策に加え、捕獲や生息環境管理を組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。県の野生鳥獣被害対策チームは、これらの取組みに対して引き続き助言・支援を行っていく。

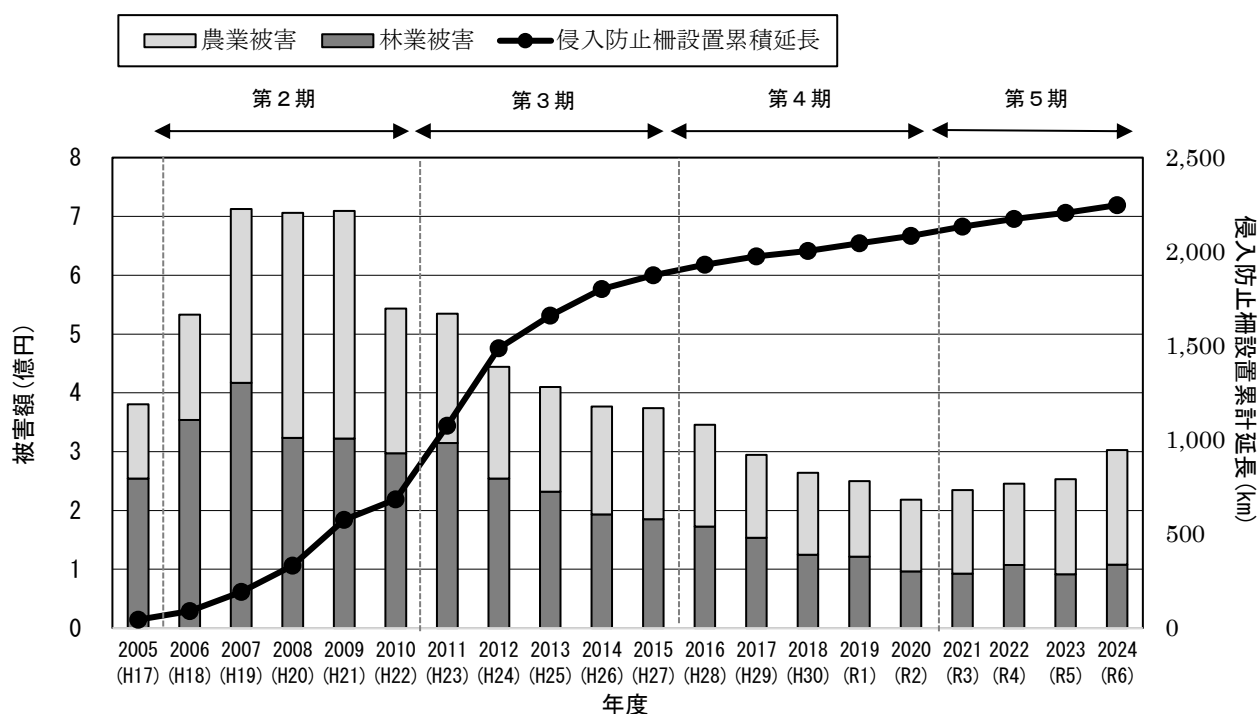


図 6 ニホンジカによる農林業被害額の推移 (長野県林務部、農政部調査)

※ 侵入防止柵設置累積延長：農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金活用事業 (県農政部)

ウ 生息環境管理

人と野生鳥獣の緊張感ある棲み分けを図るため、里山周辺の緩衝帯整備や河畔林等の整備（表3-1、表3-2）を行うとともに、造林地や耕作放棄地、牧草地等がニホンジカの餌の供給地となり繁殖率が向上することがことないよう、侵入防止柵の設置等の施策を推進してきた。

一部地域では造林地や牧草地等への侵入防止柵の設置が進んだが、森林伐採後に適切な対策が行われていない場所や耕作放棄地の増加、公共牧場やスキー場の廃業等により、ニホンジカの餌となり得る草本類が多量に存在する場所があるため、引き続き生息環境管理のための施策を推進する必要がある。

また、県が実施しているライトセンサスにおいても、牧草地周辺で多くのニホンジカが目撃されていること、シカが牧草地を選択的に利用していたことが報告されており、牧草地における捕獲の必要性が指摘されている※¹ ことから、牧草地等のシカが集まりやすい場所においては侵入防止柵の設置等を推進するとともに、捕獲対策を組み合わせることで、出没抑制を図る必要がある。

表3-1 鳥獣が出没しにくい環境づくり（緩衝帯の整備）※²

年度	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
実施面積(ha)	14.9	13.7	13.6

※² 農林水産省鳥獣被害防止総合対策交付金活用事業（県農政部）

表3-2 河畔林等の整備（流木等の災害防止、鳥獣の移動経路の阻害）※³

年度	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
実施箇所(箇所)	17	19	16

※³ 長野県森林づくり県民税活用事業（県林務部・建設部）

※ R7(2025)については、計画数量を記載

※¹ 竹田謙一・遠山育・都築智佳・亀井利活（2019）ニホンジカ（*Cervus nippon*）による牧草地の利用実態と捕獲場所としての牧草地の活用. 日本草地学会誌 651：55-63

エ ジビエ利活用の推進等

捕獲したニホンジカを有効活用することは、生き物の命を尊重するとともに、地域の貴重な資源を活用した地域振興につながり、ニホンジカの持続可能な捕獲を進める上で大変重要である。県では平成 19 年(2007 年)度に「信州ジビエ衛生管理ガイドライン・衛生マニュアル」を作成するとともに、これに従い適切な信州産シカ肉の処理、加工、販売を実施している施設を認証する「信州産シカ肉認証制度」を平成 27 年(2015 年)度に創設するなど、安全、安心な「信州ジビエ」のブランド化とその供給、需要拡大に向けた施設整備、県内外の消費地に向けたマーケティング活動などに取り組んできた。

これまでの取組により、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく食肉処理業の営業許可を受けた食肉処理施設は 33 施設となり、そのうち 2 施設が「信州産シカ肉認証制度」による認証を取得している(令和 7 年(2025 年)10 月時点)。また、県内のニホンジカ食肉利用頭数は、令和 6 年(2024 年)度 8,021 頭で北海道・兵庫県に次いで全国第 3 位、精肉量は令和 6 年(2024 年)度 56 トンで、全国第 4 位となっている。(図 7)。

一方で、捕獲後の加工施設への搬入時間や捕獲技術の差などが肉の品質に影響を与え、搬入されても廃棄される事例や需要量が限られるなど、総捕獲数に対する食肉利用頭数の割合(利用率)は令和 6 年(2024 年)度で 24.0%にとどまっている。このため、引き続きジビエ利活用の推進に取り組み、信州ジビエの普及と消費拡大を図る必要がある。

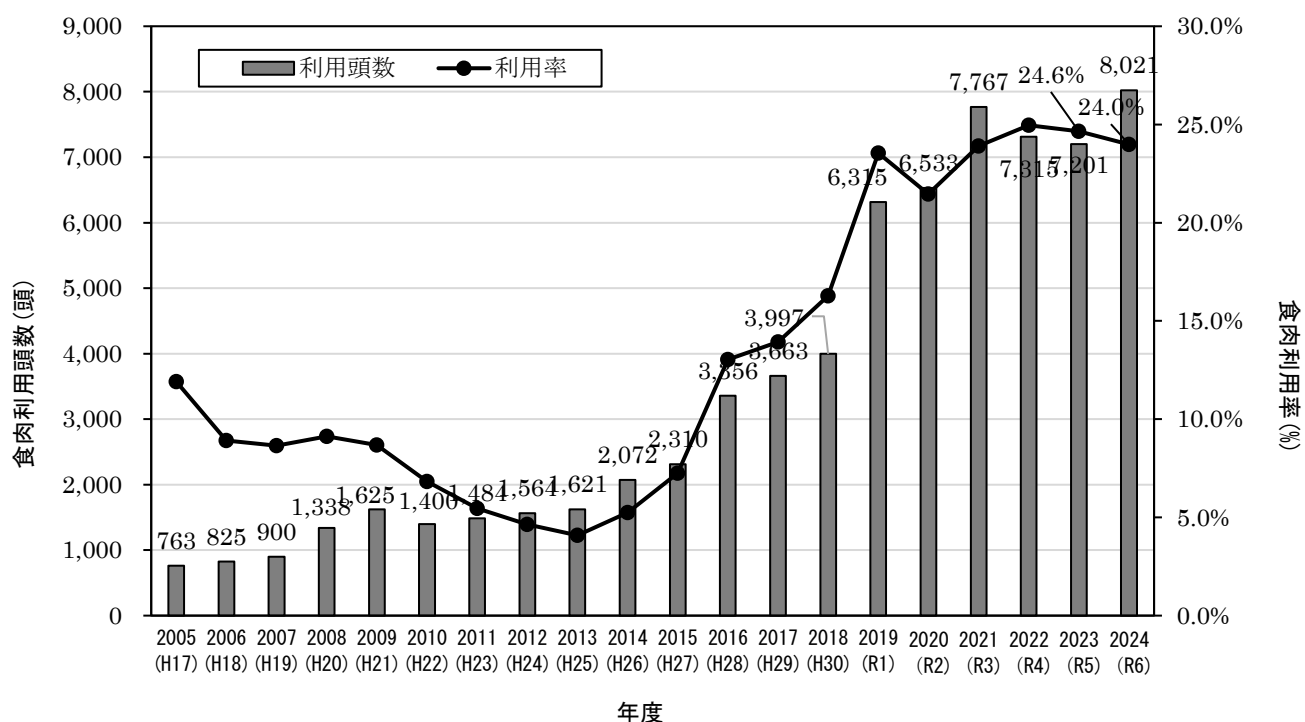


図 7 県内のニホンジカ食肉利用頭数と総捕獲数に対する食肉利用率の推移

(H27 年度まで県林務部調査、H28 年度以降農林水産省調査^{※1})

※1 令和 6 年度野生鳥獣資源利用実態調査報告(令和 7 年 12 月 農林水産省調査)

オ 捕獲者の確保・育成

令和 6 年(2024 年)度末の狩猟免許所持者数は 6,772 名で、近年減少傾向となっている。

年齢別では 60 歳以上の狩猟免許所持者が全体の 51.2%で最も高い割合であるが、その割合は平成 26 年(2014 年)度以降減少傾向となっており、18 歳以上～49 歳までの年代が増加傾向にある(図 8)。

県はこれまで、新規狩猟免許試験の申込者に対する事前講習会を開催し捕獲者の確保に取り組むとともに、平成 26 年(2014 年)度から狩猟に関する実践的な知識・技術の習得や地域への定着を目的とした捕獲者の育成施策を継続して実施してきた。これらの取組を引き続き実施することで、捕獲者の確保・育成に取り組む必要がある。

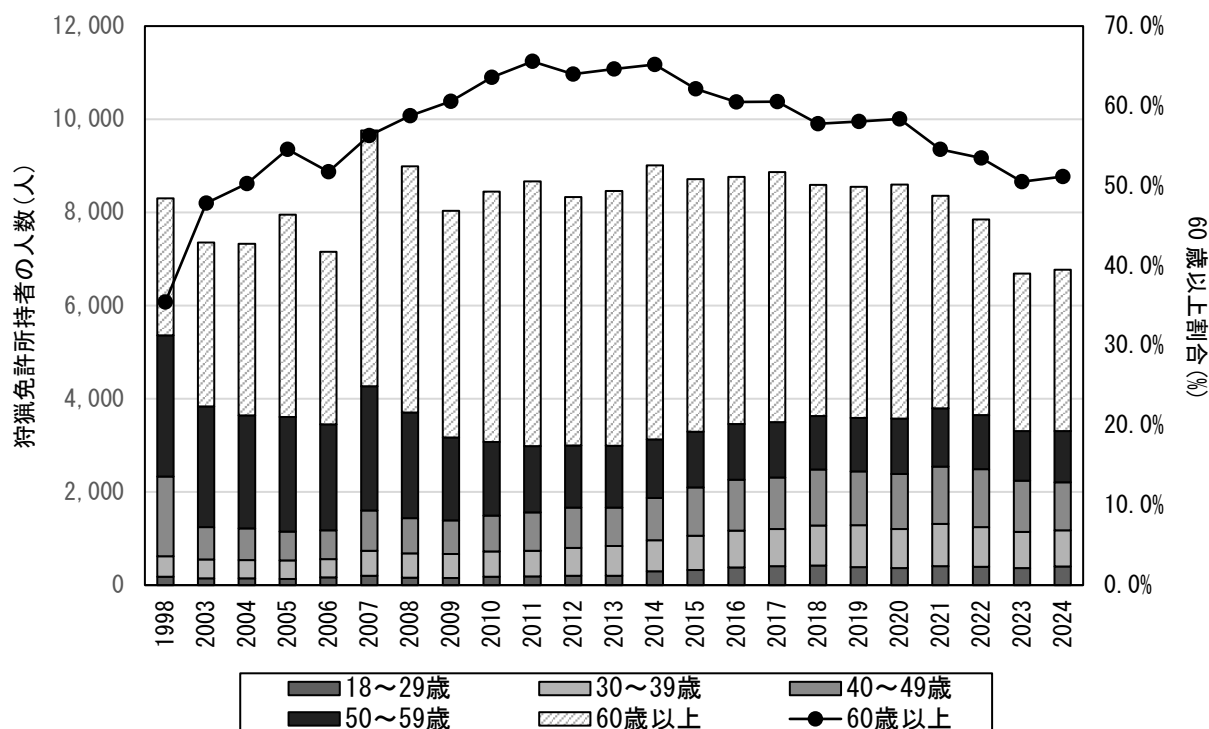


図 8 県内の狩猟免許所持者の年齢別人数と 60 歳以上の割合(県林務部調査)

7 計画の目標及び事業

(1) 管理の目標

県内のニホンジカの生息密度は、適正な生息密度を上回っている地域が多数を占め、依然として多くの農林業被害が発生し、自然生態系にも影響を及ぼしている。

このため、第6期計画においても、引き続き、次の3つの目標を設定し、個体数管理、被害防除対策、生息環境対策、ジビエ利活用の推進等により管理に取り組む。

- ① 農林業被害の軽減
- ② 自然生態系への影響の軽減
- ③ 個体数の削減・個体の排除※による適正な生息密度へ誘導

※ 個体の排除とは、自然生態系の維持が極めて重要な地域（国立公園など）においては、可能な限りニホンジカを排除し、ニホンジカを生息させない管理を示す（P24）。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 計画の進め方

上記目標の達成に向けて、管理ユニットごとに目標を設定し、個体数管理を中心とした対策を推進するが、捕獲のみで農林業等への被害を防ぐことは困難であるため、侵入防止柵設置等の被害防除対策、生息環境管理、ジビエの利活用の推進等の総合的な対策を実施する。

また、生息状況や被害状況、捕獲状況等のモニタリングを実施し、分析結果を随時施策に反映させ、実施中の対策の効果を高める順応的管理を実行する。さらに、計画の実行性を高めるため、関係機関へ計画の周知徹底を図るとともに、分析結果のフィードバックを行い、効果的な施策に反映する。

計画期間の中間には、個体数推定を行って捕獲の効果、検証を行い、必要に応じて年度毎の捕獲スケジュールを見直す。計画事項の見直し及び次期計画については、学識経験者、自然保護団体、農林業関係団体等からなる特定鳥獣等保護管理検討委員会により評価、検討を行い、必要に応じて環境審議会へ諮るとともに、積極的な情報公開により関係者の合意形成を図るものとする（図9）。

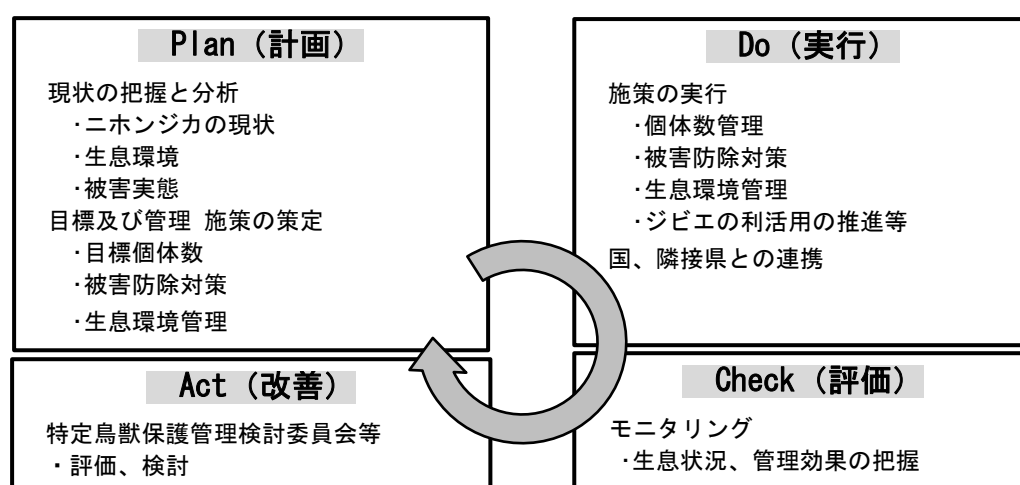


図9 管理計画の体系

イ 広域連携

本県は8つの県と接しており、ニホンジカが県境を越えて移動したり、季節によって生息域を変えたりすることが確認されている※1。

広域を移動するニホンジカを管理するには、本県だけでの対応には限りがあるため、国や関係する都県と連携しながら個体数管理を推進する（資料編14）。

ウ 個体数管理

個体数管理は、管理捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟の組み合わせにより実施するものとする。また、個体数を抑制するにはメスジカの捕獲が有効である。その一方、分布拡大の最先端地域ではオスジカの出没割合が高いため、このような地域では、オス・メス問わずに積極的な捕獲を推進していく。なお、捕獲に際し、わな猟ではメスジカの選択的捕獲は困難であるが、銃猟による選択的捕獲が可能な場合にはメスジカの捕獲を推進する。

管理捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業については、市町村、猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者など県内の関係者はもとより、国や関係する都道府県とも連携して実施するものとする。

狩猟については、第5期計画に引き続き、狩猟期間の延長や捕獲規制の緩和等により捕獲の促進を図るものとする。

個体数管理の実施にあたっては、生物多様性の観点から、また狩猟資源として確保の観点からも絶滅させることがないよう最小存続可能個体数（以下、「MVP」という。）に留意をするものとする。

なお、自然生態系の維持が重要な区域（国立公園など）にあっては、増えすぎたニホンジカによる生態系への影響を排除するため、可能な限りすべてのニホンジカを捕獲するよう取り組むものとする。

MVP とは…

最小存続可能個体数（Minimum Viable Population）のことで、個体群絶滅の危険を避けるため個体数をこれ未満にしてはならない、という値を意味する。

具体的には、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリストカテゴリーの一つである Vulnerable（絶滅危惧Ⅱ類）の基準（2001）を参考に1地域個体群の最低維持頭数は1,000頭以上とする。

エ 被害防除対策

捕獲のみでは農林業等への被害を防ぐことが困難であることから、侵入防止柵の設置や単木防護資材、忌避剤等の被害防除対策についても推進することとする。

また、高山植物や植生など自然生態系への影響については、関係機関と連携しながら、侵入防止柵等による防除対策を継続する。

※1 Takii A, Izumiyama S, Mochizuki T, Okumura T, Sato S (2012) Seasonal Migration of Sika Deer in the Oku-Chichibu Mountains, Central Japan. Mammal Study 37(2):127-137

オ 生息環境管理

ニホンジカの生息地では、造林地や耕作放棄地、牧草地等が餌資源の供給地とならないように侵入防止柵の設置及び維持管理を推進するとともに、農地周辺では、収穫後に残された野菜くず等の作物残さがニホンジカの誘引物とならないよう、適切な処分等の生息環境管理を推進する。また、里山周辺の緩衝帯や河畔林等の整備を推進し、ニホンジカの出没及び分布拡大の抑制を図る。

カ ジビエ利活用の推進等

ニホンジカの持続可能な捕獲を推進し、捕獲に対する意欲を高めるための動機付けとして、捕獲個体のジビエ（食肉）の利活用を推進する。また、地域資源である信州ジビエをブランド化することで、県内外での需要を喚起し、捕獲個体の利用率向上を図り、農山村の活性化に寄与する。

(3) 管理ユニットごとの課題と目標

管理ユニットごとに状況が異なることから、以下のとおり課題と目標を整理した。

ア 管理ユニットごとの課題

管理ユニット	課 題
関東山地	・ 高原野菜を中心とした農業被害、自然植生の衰退^{※1}が発生している。 ・ 第4期計画以降、平均生息密度^{※2}が増加傾向にあったが、第5期計画期間中は年間捕獲目標を達成しており、令和6年度は減少に転じた。更なる個体数削減に向けて引き続き捕獲の推進が必要である。 ・ 令和6年度糞粒法調査^{※3}では牧草地周辺の調査地点で高密度であった。 ・ 群馬県や山梨県などとの季節的な個体移動があることから、連携した捕獲対策を実施する必要がある。
八ヶ岳	・ 農林業被害が発生しており、特に高原野菜や果樹の被害が多い。また、自然植生の衰退^{※1}も発生しており、高山植物への被害や土壌浸食を確認している。 ・ 第3期計画の捕獲の効果により、平均生息密度^{※2}は一時低下したものの、第4期計画以降は増加している。第5期計画期間中の捕獲数は増加傾向にあるため、引き続き捕獲を推進する必要がある。 ・ 里山周辺では捕獲が進んだが、捕獲活動がしにくい高標高域の草原地帯や牧草地など良好な餌場となっている場所では、県のライトセンサス調査で多くのニホンジカが目撃されており、令和6年度糞粒法調査^{※3}では牧草地周辺の調査地点で高密度であった。 ・ 別荘地やゴルフ場、鳥獣保護区などにニホンジカが入り込み、捕獲しづらくなっている。 ・ 八ヶ岳から北アルプス北部に向かって高密度地域が拡大傾向にある。
南アルプス	・ 農林業被害、自然植生の衰退^{※1}が発生し、特に林業被害、高山植生の消失は高水準で発生している。 ・ 高山植物への採食圧が深刻化し、開花個体の消失や不嗜好性植物への種の入替わりが生じている。 ・ 第3期計画の捕獲の効果により、平均生息密度^{※2}は低下したものの、第4期計画以降は横ばいで推移しているため、引き続き捕獲を推進する必要がある。 ・ 令和6年度糞粒法調査^{※3}では牧草地周辺で高密度であり、良好な餌場となる草地環境が多い。
越後・日光・三国	・ 農林業被害が発生しており、特に果樹の被害が多い。また、ユニット南部を中心に自然植生の衰退^{※1}が発生し、高山植物への被害も確認している。 ・ 平均生息密度^{※2}の上昇、生息分布拡大が見られ、令和6年度糞粒法調査^{※3}では密度の高い地点が局所的であったが、今後の生息分布拡大を抑えるために密度の低い地点でも早急に捕獲体制を整備・強化する必要がある。 ・ 群馬県との間で移設的な個体移動があることから、群馬県、国などと連携した捕獲の強化が必要である。 ・ 浅間山麓地域では、鳥獣保護区や別荘地などにニホンジカが入り込み捕獲しづらくなっている。

管理ユニット	課 題
長野北部	・農林業被害が発生しており、特に果樹の被害が多い。また、自然植生の衰退※¹が局所的に確認されている。 ・平均生息密度※²の上昇、生息分布拡大が見られるため、捕獲を強化する必要がある。 ・令和6年度糞粒法調査※³では密度の高い地点が局所的であったが、今後の生息分布拡大を抑えるために密度の低い地点でも早急に体制を整備する必要がある。
北アルプス北部	・農林業被害が発生している。また、自然植生の衰退※¹が局所的に確認されている。 ・平均生息密度※²の上昇、生息分布拡大が見られ、令和6年度糞粒法調査※³では局所的に密度が高い調査地点が新たに確認されたため、捕獲体制を早急に整備し、捕獲を強化する必要がある。 ・高標高地でもニホンジカが目撃されており、高山植物への影響が懸念されていることから、国、隣接県などと連携し、関連情報を収集・共有するとともに捕獲を推進する必要がある。
北アルプス南部	・農林業被害が発生している。 ・令和6年度糞粒法調査※³では密度が高い調査地点は確認されなかったが、平均生息密度※²の上昇、生息分布拡大が見られるため、引き続き捕獲体制を整備し、捕獲を強化する必要がある。 ・高標高地でもニホンジカが目撃されはじめていることから、高山植物への影響に備え、国、隣接県などと連携し、関連情報を収集・共有する必要がある。
中央アルプス	・農林業被害が発生している。また、自然植生の衰退※¹が新たに確認されている。 ・第3期計画の捕獲の効果により平均生息密度※²は一時低下したが、第4期計画以降は横ばいで推移している。 ・令和6年度糞粒法調査※³では、令和元年度同調査に引き続き密度が高い調査地点が確認されたため、捕獲体制を引き続き整備し、捕獲を強化する必要がある。 ・中央アルプスの高標高地を除いて、生息が確認されており、高山植物への影響が懸念されている。

※1 令和6年度森林下層植生の衰退度調査（P10、資料編5参照）

※2 ハーベストベースドモデルにより推定した管理ユニット別の平均生息密度（P8参照）

※3 令和6年度糞粒法調査により推定した調査地点の生息密度（資料編3参照）

イ 管理ユニットごとの目標

管理ユニット	今期計画の目標
・ 関東山地 ・ ハケ岳 ・ 南アルプス	1 早急な個体数削減による生息密度の低下 ・ 生息密度の高い地域であることから、積極的な管理捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に加え、狩猟期間の延長など狩猟の促進を図り、早急に生息密度を低下させる。 ・ 自然生態系の維持が極めて重要な地域（国立公園など）にあつては、ニホンジカの排除を目的として捕獲対策に取り組む。 2 被害防除対策の継続 侵入防止柵の設置等による被害防除対策を実施し、農林業被害の軽減を図る。 3 国・他県との連携 ア 関東山地 ・ 群馬県、山梨県などに隣接しており、環境省主催の関東山地ニホンジカ広域協議会において、情報を共有し、国の機関や関係都県と連携しながら個体数管理を進める。 イ ハケ岳 ・ 国の機関及び隣接する山梨県と連携を図る。 ウ 南アルプス ・ 山梨県、静岡県、愛知県に隣接しており、国立公園及び国有林が含まれていることから、南アルプス自然環境保全活用連携協議会等で情報を共有し、国の機関や関係する県と連携しながら、捕獲による個体数管理及び高山植物の食害防止のための侵入防止柵設置等の被害防除対策を進める。
・ 越後・日光・三国 ・ 長野北部 ・ 北アルプス北部 ・ 北アルプス南部 ・ 中央アルプス	1 個体数削減による生息密度の低下 ・ これまで生息密度が低い地域であったが、生息密度の上昇、生息分布の拡大、定着が見られ、局所的に高密度となっている。このため、積極的な管理捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に加え、狩猟期間の延長など狩猟の促進を図り、生息密度を低下させる。 ・ 今後の生息密度の上昇に備え、早急に捕獲体制を整備する。 ・ 自然生態系の維持が極めて重要な地域（国立公園など）にあつては、ニホンジカの排除を目的として捕獲対策に取り組む。 2 被害防除対策の継続 ・ 侵入防止柵の設置等による被害防除対策を継続して実施し、農林業被害の軽減を図る。 3 国・他県との連携の推進 ・ 国の機関や隣接する岐阜県、富山県、新潟県、群馬県と連携を図り、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会などにおいて、情報を共有しながら個体数管理及び侵入防止柵設置等の被害防除対策を進める。

(4) 管理事業

ア 個体数管理

(ア) 目標及び考え方

① 最終の目標生息密度の設定

最終の目標となる生息密度に関しては、被害の発生を一つの指標とする。被害の発生には様々な要因が関わっており、ニホンジカの密度と被害水準や生態系への影響との関係について今のところ明確な基準は無いが、原則として、被害は密度依存적であると考えられる。

環境省発行の「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編：平成27年(2015年)度）では、非積雪期の密度で、農林業被害があまり大きくならない密度は1～2頭/km²以下、自然植生にあまり目立った影響が出ない密度は3～5頭/km²以下が目安とされている。

また、本県は国立公園等の中に高山植物など自然生態系の維持が極めて重要な地域を有していることから、このような地域では国などと連携しながら、可能な限りニホンジカの排除を行っていく必要がある。

以上のことから、本県においては、下表の生息密度を最終的に目指す数値として、継続的に管理していく（表4）。

表4 最終の目標生息密度

地域区分	最終の目標生息密度
自然生態系の維持が極めて重要な地域（国立公園など）	可能な限り排除
農林業を優先する地域	1～2頭/km ² 以下
上記以外の地域	3～5頭/km ² 以下

② 目標捕獲数の設定

目標捕獲数を設定するにあたり、個体数推定に用いたハーベストベースモデルにより、令和6年(2024年)度以降の個体数予測を実施した。この結果、令和6年(2024年)度実績数(33,435頭)を年間に継続して捕獲した場合、令和11年(2029年)度末には関東山地、八ヶ岳以外の管理ユニットにおいて、推定個体数及び生息密度が増加することが予測された(図10-1、図10-3)。

また、県全体の個体数を確実に減少傾向へ転じさせるためには、年間約5万頭の捕獲が必要と推計された(資料編12)。しかし、第5期の捕獲実績は2万9千頭～3万3千頭程度で推移しており、地域ごとの捕獲体制の状況を踏まえると、この水準を直ちに目標値として設定することは現段階で適当ではない。

このため、第6期計画の目標捕獲数については、令和11年(2029年)度末までに県全体で個体数増加の抑制が見込まれ、かつ現実的に達成可能な水準として、年間40,000頭を設定した(表5、図10-2、図10-4)。管理ユニットごとの目標捕獲数については、地域ごとの生息密度、被害状況、捕獲体制を考慮し、以下のとおり設定した。

関東山地、八ヶ岳、南アルプスの管理ユニットについては、生息密度が高水準にあることから、令和11年(2029年)度末までに推定個体数及び生息密度の減少が見込まれる捕獲数を設定した。それ以外の管理ユニットについては、今後、個体数及び生息密度の上昇が予測されているものの、捕獲体制の整備が不十分な地域も存在する。捕獲体制の早急な整備を図りつつ、急激な個体数増加、生息密度上昇の抑制が見込まれる目標数を設定した。

一方で、令和6年(2024年)度末の推定生息数には不確実性が大きいこと、また予測において他県や他の管理ユニットからの移入を考慮していないなど、不確実要素がある。このため、短期モニタリングを継続的に実施し、個体数推定の結果と合わせて、中間年度に目標捕獲数の見直しを行うこととする。

なお、表4に示した「上記以外の地域」における最終の目標生息密度(3～5頭/km²以下)を達成するためには、最低でも年間7万5千頭以上を捕獲する必要があることが、併せて推計された(資料編13)。

表5 管理ユニット別の目標捕獲数

管理ユニット	推定個体数(頭)			R8～R12 年間目標 捕獲数 (頭)	(参考) 捕獲実績	
	95%信用 区間下限	中央値	95%信用 区間上限		R6 (頭)	R5 (頭)
関東山地	13,893	23,267	38,367	4,400	4,135	4,156
八ヶ岳	47,519	73,503	114,762	16,500	15,968	13,414
南アルプス	31,708	50,392	81,705	9,000	8,028	7,587
越後・日光・三国	12,273	19,563	30,886	3,500	1,857	1,307
長野北部	8,523	15,085	27,077	2,200	1,773	1,216
北アルプス北部	5,440	9,760	18,011	700	90	104
北アルプス南部	5,470	9,772	18,172	700	250	186
中央アルプス	11,773	18,431	29,113	3,000	1,334	1,246
県全体	149,144	221,230	337,084	40,000	33,435	29,216

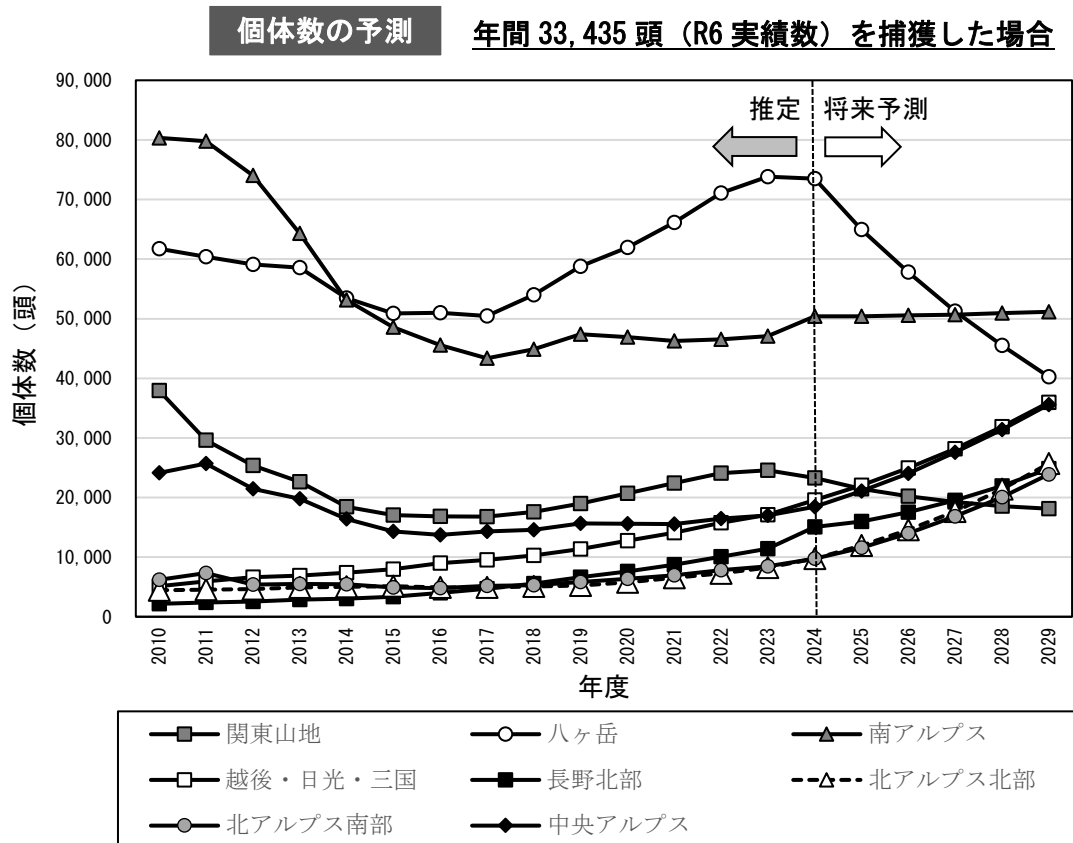


図 10-1 捕獲数による個体数の将来予測 (管理ユニット別)

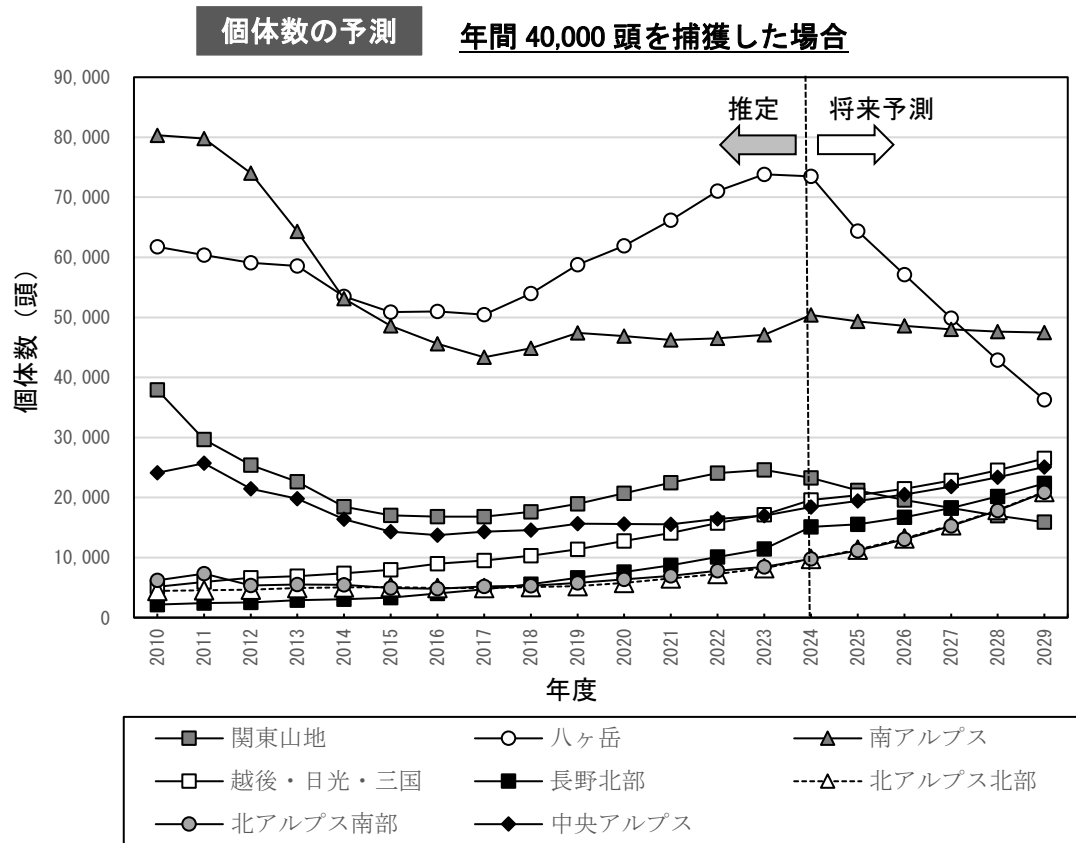


図 10-2 捕獲数による個体数の将来予測 (管理ユニット別)

生息密度の予測

年間 33,435 頭 (R6 実績数) を捕獲した場合

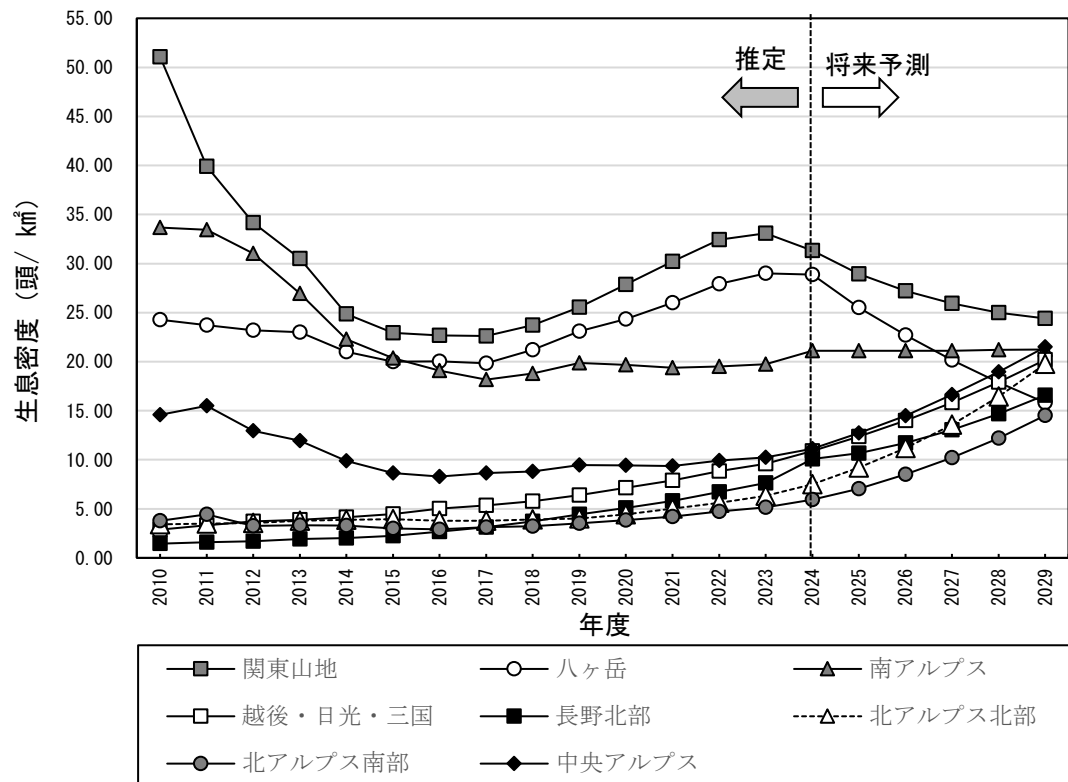


図 10-3 捕獲数による生息密度の将来予測 (管理ユニット別)

生息密度の予測

年間 40,000 頭を捕獲した場合

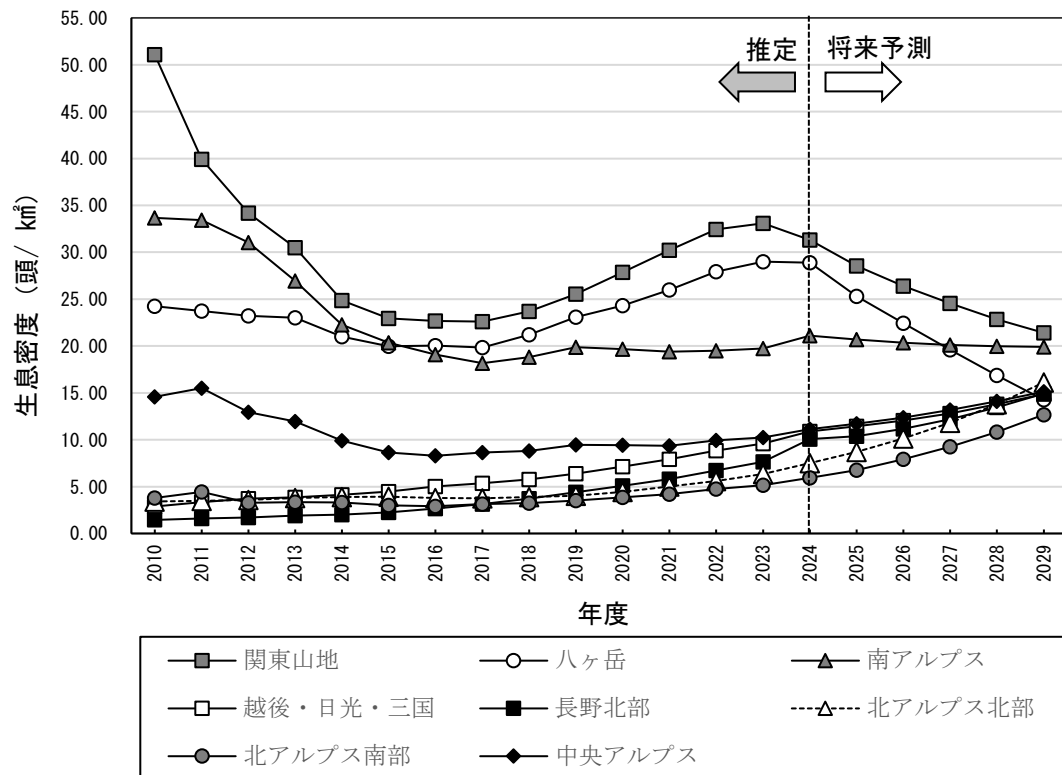


図 10-4 捕獲数による生息密度の将来予測 (管理ユニット別)

③ 狩猟における規制緩和

第5期計画に引き続き、狩猟の規制緩和を行い、狩猟による捕獲を推進する(表6)。
(第5期計画までの狩猟規制の緩和の内容は、資料編6に記載)

表6 狩猟規制緩和の内容

対象地域	狩猟規制緩和の内容
県全域	1 わな猟の狩猟期間の延長^{※1} わな猟の狩猟期間を <u>11月15日から3月15日までの期間</u>とする。 2 くくりわなの径(12cm以下)の規制の解除^{※2} ツキノワグマの冬眠期にあたる <u>12月15日から翌年3月15日まで</u>は、くくりわなの径(12cm以下)の規制を解除する。

※1 鳥獣保護管理法で定められている狩猟期間は、11月15日から翌年2月15日となっている。

※2 管理捕獲では、径が12cmを超えるものを使用する旨の申請に基づき、使用を許可する。

④ 鳥獣保護区の見直し

生息密度が高い管理ユニットにおいては、農林業被害の発生状況等、地域の実情に応じて、鳥獣保護区をニホンジカ、イノシシのみ捕獲することができる「対象狩猟鳥獣(ニホンジカ、イノシシ以外)の捕獲等の禁止又は制限をする区域」への見直しを行い、狩猟による捕獲を推進する。

(イ) 個体数管理の進め方

① 個体数管理における連携強化

県内では、これまで市町村が主体となった「管理捕獲」と狩猟者による「狩猟」により、里山や集落周辺の低～中標高域では捕獲が進んできた。一方で、高標高域の国立公園等に加え、牧草地などのニホンジカが高密度で生息している地域では、地理的条件などから効率的な捕獲が難しく、十分な捕獲が進んでいない状況にある。さらに、新たにニホンジカの分布拡大がみられる管理ユニットでは、侵入初期段階における分布拡大防止のため、早期の捕獲対策強化が求められている。

これらの地域では、従来の市町村主体の捕獲体制のみでは捕獲促進に限界があるため、県及び環境省が主体となり、鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、捕獲対策を推進する。本事業の実施にあたっては、本計画の目標や地域の実情を踏まえて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、県認定管理捕獲技術者等を活用しながら、生息密度の低減や分布拡大防止に取り組む。

また、捕獲が困難な地域には、国有林が多く含まれることから、林野庁とも連携しながら対策を進めることとし、里山等で市町村が主体となる捕獲と高標高域等で県及び国が主体となって進める捕獲とで役割分担・連携することで、県全体として効果的な個体数管理を実現する。

② 捕獲者の確保・育成、担い手の捕獲技術の向上

狩猟の魅力を普及する講座などを通じて新たな捕獲者の掘り起こしを図るとともに、狩猟免許試験の申込者に対する事前講習会等を開催し捕獲者の確保に取り組む。また、免許取得後間もない捕獲者の育成を目的とした「長野県ハンターデビュー講座」を実施し、狩猟に関する実践的な知識、技術の習得、地域の捕獲の担い手を確保する取組を実施する。

これまで捕獲の担い手は、そのほとんどが猟友会員であったが、高齢化等により捕獲の担い手の減少が危惧されている中で、必要な捕獲を続けていくためには効率的な捕獲を行い得る担い手の確保、育成が必要である。このため、地域の捕獲の担い手の状況により、目標捕獲頭数の達成が困難な地域や重点捕獲区域においては、県認定管理捕獲技術者等を活用した支援などを行い、担い手の捕獲技術の向上を図る。

【認定鳥獣捕獲等事業者】

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣保護法の改正により平成 27 年(2015 年)に創設され、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や技能、知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人を都道府県知事が認定する制度であり、県内では 8 者が認定されている(令和 8 年(2026 年)3 月時点)。

【長野県認定管理捕獲技術者】

県独自事業として、平成 30 年(2018 年)度から令和 4 年度(2022 年)度に県内狩猟者から公募した育成対象者に対し、管理捕獲技術者として必要な知識、技術に関する講習を実施し、計 8 名を認定した。

③ 効果的・効率的な捕獲の実現

近年、捕獲活動の効果により生息密度が低下するなど、捕獲しづらくなっている地域が現れている。

このため、狩猟登録者から報告される出猟カレンダーの回収率を上げ、捕獲効率のデータから効果的かつ効率的な捕獲について分析を行うとともに、県認定管理捕獲技術者等を活用して、持続可能な捕獲を推進する。

また、生息数が過密化した管理ユニットから、他の管理ユニットへの分散を抑制するため、主要な河川の渡り場所等の要所を見定めて、捕獲活動を高める等有効な対策を検討する。

④ 錯誤捕獲の防止

わなを用いたニホンジカの管理捕獲を実施する際は、捕獲者自身の安全確保の観点から、ツキノワグマ等の錯誤捕獲が発生しないように配慮して実施すること。特に、くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、使用するくくりわなの輪の直径は 12 cm 以内を原則とする。

ニホンジカの捕獲推進のために 12 cm より大きいくくりわなを使用する場合には、捕獲許可申請時に、使用するくくりわなの規格および構造を明記するとともに、下記の対策例を参考に、錯誤捕獲防止のための措置を講ずること。ただし、市町村や捕獲者の体制整備の状況によっては、直ちに対応が難しい場合も想定されることから、段階的に取組を推進するものとする。

なお、錯誤捕獲が発生した際には、速やかに安全な対応ができるよう、県・市町村等の関係者が連携して体制を整備すること。

県は、錯誤捕獲が発生しにくい捕獲方法の普及を図り、捕獲者の安全確保に努める。

【ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するための対策例】

- ・上蓋を用いるなど錯誤捕獲が発生しにくい構造のくくりわなを使用する。
- ・ツキノワグマを誘引する恐れのある誘引物（リンゴ、米ぬか等）は使用しない。
- ・ツキノワグマの出没が多い時期や場所は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中断する。

⑤ 捕獲後の対応・個体処理

捕獲者は、くくりわなで捕獲されたニホンジカがツキノワグマに捕食される事例が確認されていることから、ニホンジカとツキノワグマの生息域が重なる地域においては、ツキノワグマとの遭遇に十分注意しつつ、毎日の見回りを徹底するなど、ツキノワグマがニホンジカに餌付くことのないよう適切に対応すること。

ニホンジカの捕獲頭数の増加に伴い、埋設処分用地の確保が困難になるなどの課題が生じている。更なる捕獲の推進を図るためにも、微生物による減容化などの新たな手法についての実証及び普及を検討する。捕獲個体の埋設・減容化を行うにあたっては、国や県、近隣市町村が協力・連携し、対応する。

あわせて、埋設・減容化によって生じた残滓がツキノワグマを誘引することがないように、適切に管理すること。

⑥ 人獣共通感染症及び家畜伝染病への対策

人獣共通感染症として、マダニが媒介する SFTS（重症熱性血小板減少症候群）※1 を始めとしたダニ媒介感染症等が国内で発生している。マダニは林内や草原の草本類などに付着しており、人がこれらの植物に接触してマダニが付着し咬まれると、SFTS を発症するおそれがある。また、ニホンジカなど野生動物から付着する場合もある。このため、山林や野原などに入る際にはダニに咬まれないよう皮膚の露出を避ける等、捕獲者及び狩猟者への注意喚起、普及啓発を実施する。

また、ニホンジカの捕獲に際して、ニホンジカとイノシシの生息地は重複している場合があり、豚熱等の家畜伝染病の交差汚染防止を図る必要があることから、捕獲者、狩猟者等に対し必要な情報を提供するとともに、消毒等の必要な防疫措置を実施するよう周知を行う。

※1 SFTS（重症熱性血小板減少症候群）は、主に SFTS ウイルスを保有するマダニに刺咬されることで感染し、潜伏期間は 6～14 日で、主な症状は発熱、消化器症状、ときに、腹痛、筋肉痛、神経症状、リンパ節腫脹、出血症状などを伴う。致死率は 10～30% 程度である。治療法として抗ウイルス薬（ファビピラビル）の使用が承認されているが、現在も対症療法が主体となっているため、マダニに咬まれない予防措置（長袖、長ズボンを着用し、サンダルのような肌を露出するものは履かない等）を講じることが重要である。（厚生労働省 HP「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関する Q&A（第 7 版 令和 6 年 8 月 2 日作成）」参照先 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou19/sfts_qa.html）。

イ 被害防除対策

(ア) 農林業被害対策

農林業被害の軽減にあたっては、捕獲対策のみでは即効性や持続的な被害抑制に限界があるため、被害が発生している地域においては、捕獲対策と並行して被害防除対策を推進する。

被害防除対策については、手法ごとに特性があるため、ニホンジカの生息密度、施工地周辺の環境、施工地の面積、維持管理、防除対策の方針、被害の実態、積雪の状況等を勘案する必要がある。このため、県の野生鳥獣被害対策チーム等が地域を支援しながら、実情に応じた対策を推進する（表 7）。

なお、第 5 期計画期間以降、農林業被害額が増加傾向にある状況を踏まえ、第 1 期計画以降で最も被害額が低かった令和 2 年(2020 年)度の 2 億 2 千万円まで低減させることを目指す。

① 農業被害対策

農業者、農業団体、市町村等は連携・協力し、農地を効率的に守る侵入防止柵の設置を推進する。設置にあたっては、柵の乗り越え防止のための高さや素材の検討に加え、柵下部の固定強化など適切な施工を行い、下からの潜り込みが生じないように対策する。また、設置後の防除効果を長期にわたって維持するため、定期的な点検、補修等を行う。

市町村及び県は、こうした地域での対策に必要な知識、技術が蓄積し、取組が自立的に行われるよう支援を行う。

② 林業被害対策

対策を講じる際は、コスト面や維持管理面の条件に加え、ニホンジカの生息密度（利用強度）を考慮し、防除方法を検討する。侵入防止柵や単木保護資材は破損等により防除効果が低下するため、定期的な点検、補修等を行う。

県では防護資材の導入支援などを通じ、市町村と連携した対策を推進する。

(イ) 自然植生に対する被害対策

関東山地、八ヶ岳、南アルプス、越後・日光・三国のように自然植生への強い食圧、踏圧がかかっている地域では、侵入防止柵の設置などによる植生の保護について、関係機関が連携して継続的な対策を実施する。また、北アルプスや中央アルプスのように高山帯への侵入が懸念される地域においては、関係機関が連携して侵入を防止するための対策を検討する（表 7）。

表 7 被害防除対策の方法

	区 分	項 目	持 続 性	効果	施工の 難易度	管理の 難易度
農業被害 対策	侵入防止柵	電気柵 ^{※3}	長 期 ^{※1}	◎	◎	△
		ネット柵	長 期 ^{※1}	◎	○	○
		金網柵	長 期 ^{※1}	◎	○	○
		ワイヤーメッシュ柵	長 期 ^{※1}	◎	○	○
林業被害 対策	侵入防止柵	ネット柵	長 期 ^{※1}	◎	○	○
		金網柵	長 期 ^{※1}	◎	△	○
	単木保護資材	食害防止チューブ	長 期 ^{※2}	◎	○	○
		食害防止ネット	長 期 ^{※2}	◎	○	○
		ビニールテープ	中 期 ^{※1}	◎	○	○
	忌避剤	散布剤	短 期	○	◎	-
		塗布剤	短 期	○	◎	-
自然植生 被害対策 ^{※4}	侵入防止柵	電気柵 ^{※3}	長 期 ^{※1}	◎	△	△
		ネット柵	長 期 ^{※1}	◎	○	○
		金網柵	長 期 ^{※1}	◎	△	○
	忌避剤	散布剤	短 期	○	○	-

効 果：◎高い、○あり、△不明

施工及び管理の難易度：◎容易、○少々手間がかかる、△手間がかかる、- 不要

持 続 性：短期「1年以内」 中期「1～5年以内」 長期「5年以上」

※1 適切な手入れ、補修を前提とする。

※2 造林木の生育に合わせて、取り外す必要がある。

※3 電気柵は人に対する危険防止のため、家庭用電源から直接、電気柵に電気を供給させないこと、危険である旨を表示すること等、電気事業法で定められた正しい方法で設置する必要がある（平成 28 年 3 月 15 日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課長・生産局畜産部飼料課長通知「鳥獣による農作物被害の防止等に係る電気さくの安全確保について」及び「電気柵安全対策ポスター及びパンフレット（平成 28 年 3 月版）」参照先 URL <https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuukanki/denkisaku.html>）。

※4 自然植生は主に草本類を想定している。

ウ 生息環境管理

ニホンジカは林縁を生息適地としており、森林伐採、牧草地の造成、耕作放棄地、法面緑化等により草地が増加すると、生息地内における採食資源の増加につながる。

同様に農地においては、農作物そのものに加え、収穫後に圃場等へ残された野菜くず等の作物残渣も餌資源となる。このような餌量の増加は、繁殖率の向上を通じて個体数の急増や高い増加率を招く恐れがある。

また、ニホンジカを含む野生鳥獣は、人目を避けることのできる草ヤブ等を移動経路として利用し、里地へ出没・生息域を拡大している。

これらの状況を踏まえ、以下の生息環境管理を推進する。

○農地周辺における管理

- ・農地の侵入防止柵の設置と維持管理
- ・作物残さ等の誘引物の適切な処分
- ・出没を抑制するための耕作放棄地のヤブ払い、林縁部の除伐等の緩衝帯整備
- ・移動経路を阻害するための河畔林の整備

○造林地・牧草地・林道工事等における管理

- ・造林新植地や緑化した法面における侵入防止柵の設置と維持管理
- ・牧草地、スキー場、ゴルフ場等における侵入防止柵の設置と維持管理
- ・林道工事等における法面緑化材（牧草種）の適切な選択※

※ 法面緑化材で使用する種子は在来種を基本とし、外来種（牧草種）の使用は必要最低限とする。

エ ジビエ利活用の推進等

(ア) ジビエ利活用の推進

ニホンジカは農林業等への加害獣である、一方で地域の貴重な天然資源でもある。捕獲されたニホンジカを地域固有の資源として活用することは、持続可能な捕獲のための推進力にもなり、地域振興につなげることも可能である。

ジビエとしての活用の可能性は大きく、農山村の活性化に寄与するためにも本県のジビエが「信州ジビエ」としてブランド化されることが期待されている。

そこで、「信州ジビエ」が信州の名産品として県内外の多くの実需者と消費者に認められ、消費が拡大するよう、以下の取組を推進する。

① 信州ジビエの利用促進と安全性向上

- ・県内外の飲食店、ホテル、スーパーマーケット等様々な場所での販売、利用の促進
- ・信州ジビエが長野県への誘客の促進に資するよう、旅行事業者等との連携
- ・信州ジビエ衛生管理ガイドライン・衛生マニュアルについて最新の衛生管理基準や関係法令の改正等を踏まえた内容の見直しを適宜実施

② 計画的・効率的な供給体制の整備

- ・信州産シカ肉認証制度による認証取得施設の増加
- ・シカ肉の供給量の増加と安定的な供給を確保するための、獣肉処理施設の設置支援
- ・捕獲したニホンジカを解体処理施設で効率的かつ有効に利用できるシステムづくりを支援

③ ジビエの利活用に向けた人材養成

- ・安全、安心で良質なシカ肉を供給するための高い捕獲技術を有するハンター（ジビエハンター）の養成

(イ) ニホンジカ全体の有効活用

これまで食肉として利用が困難であった部位や皮革、角についても、ペットフード等への加工・販売など多様な利活用方法について検討し、ニホンジカ全体の資源利用を促進する。

8 普及啓発

ニホンジカの管理について、さまざまな施策や計画をより円滑に実施するためには、県民や地域住民の協力や理解が不可欠であることから、普及啓発を積極的に実施する必要がある。

（１）県民等への普及

ニホンジカの生態や被害、ニホンジカの管理の必要性について県民の理解をより深めるためにも、さまざまな媒体、各種イベント等を利用して、NPO等とも連携を図りながら積極的に情報発信を行う。

また、次世代を担う子どもたちにニホンジカを含む野生鳥獣全般の対策に関する正しい知識を習得してもらうため、学校教育の現場や自然活動行事等での積極的な普及啓発に努める。

（２）計画の実行

計画の策定・見直し、実施の各段階においては、県ホームページ等により随時情報を公表するとともに、計画書等については、県及び地域振興局、市町村において常時閲覧できる体制とする。

計画の内容や実施する取組について、地域住民、猟友会等へ内容を十分周知するとともに、農林業生産者に対して捕獲への参加など必要な協力を呼びかける。

（３）ジビエの利活用の推進等

捕獲したニホンジカを信州の貴重な地域資源として捉え、食肉利用や皮革製品等への活用を促進するため、様々な事業者等と連携を図りつつ、商品としての意義と品質を消費者に発信し、積極的に活用されるよう取り組む。さらに、消費者等への食肉利用の普及・促進により、中山間地で問題となっているニホンジカによる被害実態や対策への理解を進めるものとする。

（４）捕獲者の確保

捕獲者の確保を図るため、野生鳥獣を捕獲する意義と捕獲者の社会的役割、新規狩猟免許試験及び事前講習会の開催情報、ハンターデビュー講座等の開催情報及び活動状況等を県ホームページ、SNS、各種イベント等を活用して積極的な広報に努める。

9 モニタリング

計画目標の達成状況を評価するにあたり、必要な項目についてモニタリングを実施し、計画の進捗状況を評価・検討するとともに、必要に応じて計画の修正を行う順応的管理により進めるものとする。

また、実施中の対策の効果を高めるため、モニタリングで得られた情報を分析し、随時施策に反映させ、必要に応じて項目を追加・削除を検討していくものとする。

(1) 生息状況を把握するための事項

個体群管理を行うためには、絶えず個体群の増減を監視する必要がある。

また、個体群の動向には、不確実な要素が含まれていることから、表8に示す情報把握及び調査、分析により管理ユニットの状況を把握し、計画に反映させる。

表8 管理ユニットの生息状況を把握するための事項

項目	細目	調査頻度	内 容
生息状況の可視化	捕獲個体の状態	短期	指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲された個体について、外部計測(体長・体重等)、妊娠の有無、胎児の性別、サンプル採取(必要事項)等を行う。
	分布状態の把握	長期	アンケート、聞き取りにより、1kmメッシュを情報単位とした分布区域を把握する。
個体数の推定	捕獲数	短期	全ての捕獲区分の捕獲数と捕獲日を管理ユニット、管理ブロック、市町村、メッシュ番号単位で集計する。
	目撃効率・捕獲効率	短期	狩猟、管理捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業において、出猟人日と目撃数、捕獲数を記録する。これらのデータから、目撃効率と捕獲効率を計算する。
	ライトセンサー調査	短期	県が実施している霧ヶ峰、高ボッチ等、固定ルートで発見されるニホンジカの1kmあたり目撃数を集計する。
	自動撮影カメラ調査	短期	センサーカメラの撮影データからニホンジカの生息密度を計算する。
	糞粒法	長期	2024年に調査した同一地点で、糞粒法による調査を行う。

調査頻度 短期…原則として毎年実施するモニタリング

長期…捕獲スケジュール見直し、計画の見直しの際、実施するモニタリング

(2) 管理の効果を把握するための事項

表 9 に示す情報を把握し、管理施策の評価、検討のための指標とする。

表 9 管理の効果を把握するための事項

項 目	細 目	調査 頻度	内 容
農林業被害状況の把握	林業被害	短期	林野庁「森林被害報告について（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 林野整計第 838 号最終改定）」等に基づく調査資料を整理（被害市町村、被害面積及び金額、被害樹種等）
	農業被害	短期	農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況報告について（平成 19 年 9 月 26 日付け 19 生産第 3909 号生産局長通知）」等に基づく調査資料を整理（被害市町村、被害面積及び金額、被害農作物種等）
			定点調査等による定量的な目標設定のための検討を行う。
自然植生への影響	被害拡大の把握	長期	森林下層植生衰退度調査を同一地点で実施し、生息密度指標の検討を行う。
			アンケート、聞き取りにより、被害地域以外についても同様の被害が発生していないか把握する。

調査頻度 短期…原則として毎年実施するモニタリング

長期…捕獲スケジュール見直し、計画の見直しの際、実施するモニタリング

10 関係機関の連携

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、管理を適切に推進していくため、行政、関係団体、地域住民が連携を密にして合意形成を図りながら実施するものとする（図 12）。

（１） 行政の取組

ア 県

（ア）計画の策定及び見直し

県環境保全研究所、県林業総合センター等の研究機関と連携を図りつつ、必要なモニタリングを実施し、特定鳥獣保護管理検討委員会等から必要な助言を受けて実施する。

（イ）計画の実施

- 地域振興局単位に設置する野生鳥獣被害対策チームが市町村及び集落に対し、具体的な被害対策等に関する助言、支援及び情報提供等を行う。
- 鳥獣対策の研究者等で構成する野生鳥獣被害対策支援チームが必要に応じ専門的な被害防除のための助言、実地指導を行う。
- 捕獲や被害防除対策に対する補助制度の充実を図る。
- 捕獲者の確保・育成
 - ・高齢化等により捕獲者が減少傾向にある中、地域の捕獲活動が停滞しないよう捕獲者の確保、育成を図る。
 - ・狩猟免許試験及び事前講習会の機会増加、農閑期の実施、ハンターデビュー講座等の開催により、狩猟免許受験者が増えるよう配慮する。
 - ・捕獲が果たす役割、意義について、広く一般に理解されるように努め、従事者が捕獲しやすい環境整備を図る。
- 捕獲の実施

市町村や国の機関等の関係機関との適切な役割分担のもと、市町村では捕獲が困難な奥山等で指定管理鳥獣捕獲等事業等による捕獲を実施する。
- 年次計画策定・実施への支援
 - ・市町村に対し年次計画の策定及び実施などについて必要な情報提供や助言を行う。
- 地域保護管理対策協議会
 - ・構成する市町村、猟友会等と連携して、広域的な捕獲体制など実施体制の整備や市町村間の調整、連携を図る。
- その他
 - ・管理の指導を行う専門家の育成と定着を図る。
 - ・農林業者等地域住民へ被害防除等について効果的な方法の普及啓発、支援を行う。
 - ・シカ肉の安心、安全、安定的に供給する仕組みづくりに取り組むとともに、シカ肉の消費拡大、有効活用等に取り組む。
 - ・県環境保全研究所及び県林業総合センターは、モニタリング試料の分析、効率的な捕獲手法の研究等を実施するとともに、必要に応じて情報提供を行う。
 - ・計画の円滑な実施のため、関係部局、関係機関及び隣接県と調整を行う。
 - ・計画の円滑な実施のため、ニホンジカの生態や被害等に関する普及啓発を積極的に行う。

イ 市町村

(ア) 年次計画の策定

年次計画（資料編様式例）又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画（以下「年次計画等」と言う。）を策定し、計画的な管理捕獲等の対策を実施する。

目標捕獲数については、該当する管理ユニットの目標捕獲数を参考にし、農林業被害の状況を踏まえて、適切な捕獲数を設定する。

個体数管理にあたっては、生息数が基本となるが、その推計値には誤差を含んでいることにも留意する。

(イ) 計画の実施

○ 捕獲の実施

市町村に設置された鳥獣被害対策実施隊、または猟友会、認定鳥獣捕獲等事業者への要請、委託等による管理捕獲を年次計画等に基づき実施する。

○ 被害防除対策

- ・地域振興局等関係機関と連携を図りながら農林業者に対して被害防除の指導、支援を行う。

○ 対策協議会の設置

- ・関係団体、住民代表、学識経験者等で構成する市町村対策協議会の設置に努め、捕獲実施体制の整備や地域ぐるみの防除対策の推進を図る。

○ その他

- ・地域の捕獲活動が停滞しないよう、捕獲者の確保、育成を図るとともに、県等が行う捕獲者確保の取組に協力する。
- ・国、県等が行うモニタリング調査に協力する。

ウ 国

本計画との整合を十分に図りつつ、必要に応じて以下の取組等を実施するよう努める。

○ 協力連携体制の構築・調整

高山帯への分布拡大が懸念されていることから、他都県にまたがっている地域個体群において、効果的な個体数管理を実施するための関係機関による協力連携体制の構築に向けた調整

○ モニタリングの実施

生息状況を迅速に把握するための継続的なモニタリングの実施

○ 計画の実施に対する情報共有及び協力

効果的な捕獲に資するよう、県及び市町村等が行う捕獲活動に対する情報の共有及び捕獲活動の場の提供

○ 国管理地域での対策の実施

国立公園や国有林等の国が面的に管理する地域等における、捕獲や被害防除などの必要な対策の実施

(2) 行政以外の取組

ア 猟友会及び狩猟者

○ 捕獲の実施

捕獲の実施においては猟友会及び狩猟者（捕獲者）の果たす役割が大きいことから、本計画を理解のうえ、市町村等関係機関の要請等に基づき捕獲を実施する。

○ 狩猟の役割

ニホンジカの適正な密度への誘導、農林業被害の減少など一般狩猟の果たす効果は大きいことから、本計画の内容に沿った捕獲の実施に努める。

○ その他

- ・農林業従事者が自衛のために捕獲をする場合の安全確保に関する技術指導や止めさしの協力を努める。
- ・捕獲データの収集や捕獲個体の試料提供など県等が実施するモニタリングへの協力を努める。

イ 認定鳥獣捕獲等事業者

○ 捕獲の実施

国の機関又は県が発注した指定管理鳥獣捕獲等事業や市町村等が発注する鳥獣捕獲等事業を受託した場合には、実施区域の利害関係者と協調しながら仕様書等に沿った適切な捕獲を実施する。また、事業において発注者が仕様等に定めたモニタリングを実施する。

ウ 大学・研究機関等

県が取り組む施策が科学的かつ実効的な取組となるよう、専門的な見地から助言するなど連携に努める。

エ 農林業等関係団体

○ 農林業者に対しての指導等

- ・地域振興局、市町村と連携して被害地の現況に即した効果的な被害防除対策が実施できるよう指導、支援に努める。
- ・広域な対象地や大規模な施設など必要な場合においては、事業主体となり被害防除を検討する。

○ その他

- ・地域振興局又は市町村が設置する管理対策協議会に参加し、計画的な被害防除対策に努める。
- 被害状況の把握など調査への協力を努める。

オ 自然保護団体・NPO等

○ モニタリング調査の協力

ニホンジカを目撃データなど短期モニタリングに協力するとともに、植生の変化等に関する情報提供に努める。

○ 普及・啓発

県等が行うニホンジカの生態や被害等の普及、啓発への協力を努める。

カ 信州ジビエ食肉処理施設・取扱い飲食店等

- 信州シカ肉処理施設認証制度の取得
 - ・食肉処理施設は「信州シカ肉処理施設認証制度」を積極的に取得し、安全、安心な処理、加工、販売に努める。
- 名産品・観光資源としての信州ジビエの活用
 - ・県内スーパーや飲食店は、信州ジビエを地域の貴重な資源、身近な食材として消費者に提供するとともに、首都圏等の外食産業団体、旅行事業者等と連携し、信州の自然環境を生かした観光目的となる販売等に取り組み、信州の名産品、観光資源として活用を図る。

キ 農林業者を含む地域住民

- 侵入防止柵の設置・維持管理等
 - ・農地や造林地への侵入を防ぐため、侵入防止柵設置等の被害防除対策に努める。
 - ・侵入防止柵の設置後は、柵の破損、隙間からの侵入の可能性があることから、定期的な維持管理に努める。
 - ・牧草地、スキー場、ゴルフ場については、直接的な被害のほかに、豊富な餌を提供し個体数増加の要因となることから、侵入防止柵の設置、維持管理、柵の改善等に努める。
- 環境整備
 - ・農地周辺の耕作放棄地や土手などがヤブ化し、ニホンジカの餌場となる可能性があることから、草刈り等環境整備に努める。
 - ・農作物収穫後の作物残さはニホンジカの餌となることから、適切な処分に努める。
- 自衛のための狩猟免許取得
 - ・必要に応じて狩猟免許を取得し、侵入防止柵の設置など被害防除対策と併せて、被害減少を目的とした自衛のための捕獲に努める。

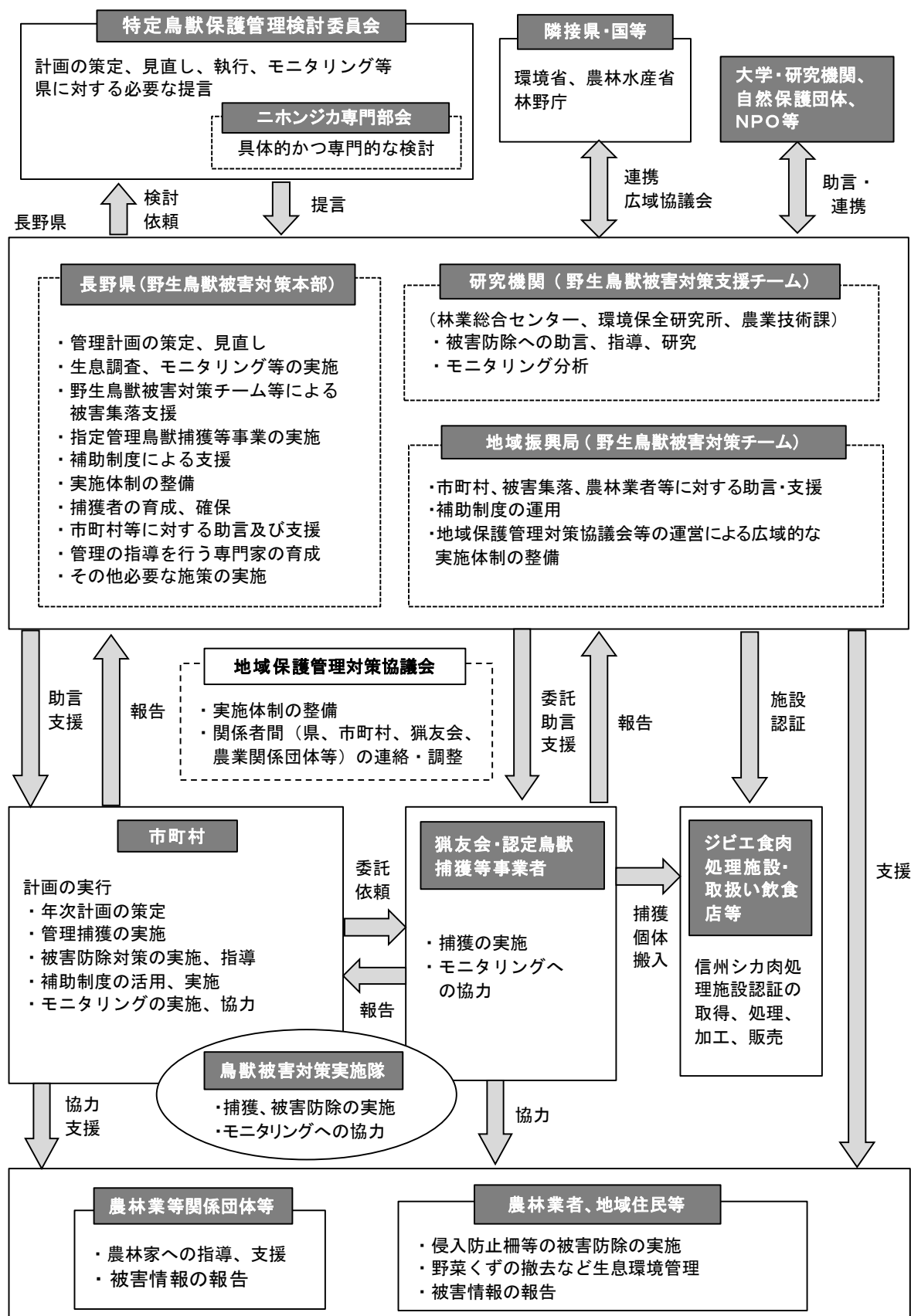


図 11 長野県第二種特定鳥獣管理計画(第6期ニホンジカ管理)実施体制

長野県第二種特定鳥獣管理計画（第6期ニホンジカ管理）

計画：長野県林務部森林づくり推進課鳥獣対策係

住所：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-235-7272 FAX：026-234-0330

E-mail：choju@pref.nagano.lg.jp